

参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)午
前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
高橋 進太郎君
土田 國太郎君
苦米 地英俊君
成田 一郎君
宮澤 喜一君
大矢 正君
小笠原 三男君
栗山 良夫君
榎 榮夫君
野澤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
龜田 得治君

委員外議員

池田 勇人君

政府委員

大蔵省主務局長 原 純夫君
国稅庁長官 渡邊 喜久造君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主務局 塩崎 潤君
税制第一課長

第五部 大蔵委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月二十六日【参議院】

本日の會議に付した案件

○所得稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租稅特別措置法案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員
会を開きます。

前回に引き続き所得稅法の一部を改
正する法律案外、稅關係法案を便宜一
括して議題とし、質疑を行います。

○苦米地英俊君 せんだつてからくど
くお伺いしているんですが、きょうは
具體的に一つ一つ御回答いただきたい
と思うんですが、學校のうちで技能關
係のものだけをかけて、技能に近いそ
ろばん學校であるとか、簿記學校であ
るとか、予備校であるとか、數學を教
える學校であるとか、そういうものを
を除外したのはどういうわけでしょう
うか。

○説明員(塩崎潤君) 先般來、収益事
業の範圍の擴張の問題について苦米地
先生にお答えしているわけですが、ま
すが、現在のところまだ各省と協議中
でございます。そういうこともまた昨
日申し上げましたが、私もいろいろ
る技藝教授を収益事業として法人稅
法の施行規則で指定いたしました。こ
れに對しまして法人稅を課税するかと
うか文部省と協議中であることは先般
申し上げましたが、この技藝教授と
は何をいうかということが、だいたい問

題となるわけでございます。で、私ど
もは、文部省が主務官庁でございます
ので、どういふものを技藝教授といふ
かという点について話し合ひ中では
ございます。洋裁、料理、茶道、いけ花そ
の他、たくさんこれらに類するものが
あるわけでございます。で、私どもの
考えておりますのは、一体今までも個人
形態でこういう技藝教授をやつており
まして、相当資産もふえて参りまし
て、相当大々くもございまして、そうい
うときに、教育目的もございましてし
れども、いわば一つ別の目的で公益法
人になる、あるいは準學校法人になる
というふうなことになるかと、その
収益の全体に、今までもならば個人所得
稅がかかっておりましたのが、今度は
全然何も税金がかからなくなる、果し
てこれでバランスがとれるであろうか
どうか、これらが私どもの問題として
いる点でございます。私どもというの
みならず、社会におきましては、公益
法人になると、とたんに税金がかから
なくなる、これでいいのかという質問
も出てきておるわけでございますが、
そこで私どもの考えておりますのは、
こういう個人的な技能と申しますか、
特殊な技能を今まで教授いたしてお
りました個人性の強いものが、いきなり
法人になって、それで課税を免れると
いう形態が果していいのであろうか、
そういう見地から今申し上げましたよ
うな業種を拾ひ上げておるわけでは
ございません。現実にはさうば、予備校とい
う線はまだはっきりしておりません

が、まあどういふ業種に該当するか、
私どもは今話し合ひ中ではございま
すが、その一つといたしまして、今、予備
校あたりは、私どもはこれはやはりこ
ういふ個人的な技能を有する特色のあ
るものとは考えておりませんので、予
備校あたりは私はいさういふ範疇には入
れない方がいいのではないかと今のと
ころ考えております。さうば、あたり
がまあボーダーライン・ケースになり
ますけれども、これらあたり社会の評
価がどうなりますか、私どももいたし
まして、そういう特に今申し上げまし
た個人的な色彩で、財産保全的あるい
は當利企業的なところの多いものを一
つの種目によつて振り分けて、課税し
て、さうして収益事業の範圍に加えて
いったらどうか、しかもその際問題に
なりますのは、これは現在文部省と話
し中でございまして、少くとも各種學
校を設置する準學校法人あるいは學校
法人が各種學校を併置いたしまして洋
裁、あるいは料理を、教育そのものと
して行ふ場合、各省の監督もあるわけ
でございます。また公益性も、教育と
いたしまして、私立學校法あるいは學
校教育法におきまして規定せられてい
る。そういうものまで広げる必要がこ
の際あるかどうか。今文部省と話し合
ひ中でございまして、ただその中に、
その収益の内容を分析いたしますと、
中には授業料あるいは入学金だけでは
なくて、たとえば何々公認料とかい
うような名義で、さういふ準學校法人
あたりで、いろいろな營業權と申しま

か、さういふ形の収入もある。これは
少し教育そのものの目的からは逸脱し
ているのではないかと。そんなような關
係を考えておられて、それらの範圍
につきまして、現在文部省と協議中
でございます。

○苦米地英俊君 それでは具體的に伺
います。學校で受驗料とか、入学金
とか、授業料とか、檢定料とか、こ
ういふものは對象に、収益事業と見るの
でしようか、見ないのでしょうか。

○説明員(塩崎潤君) 先ほど來申し上
げております通り、まあ現在文部省と
協議中ではございまして、現実に政令
の問題となつておりますので、最終結論まで
まだ達していませんけれども、先ほ
ど申し上げましたように、學校教育法
第一条の學校法人、それから學校教育
法の第八十三條の各種學校を設置する
ような、いわゆる準學校法人と申して
おりますが、これらが教育そのものと
して行いますところのこの種の教授に
つきましては、まあそのベースになり
ますのは、今おっしゃいました入学
料、檢定料それから授業料それから試
驗費、これらでございまして、教
育そのものとして行ふこの種の授業と
いう意味はそれらを含めてという趣旨
でございまして、それを含めて
課税するかどうか。現在まあ私もと
いては、そこまでは、課税しなく
てもいいんではないかという氣持を
持つておりますけれども、現在文部省
とさういふ点につきましては検討中
でございます。

○栗山良夫君 ちよつと関連質問。た
だいまの問題は局長が大臣にもう少し
明確にしたいだきたいと思うのです
が、それは官公立の学校には多額の国
費を投入して学生の教育をしている。
私学も私学の特徴において一生懸命今
教育をし、かつ国庫補助を与えるとい
う、そういう法もできているわけだ
よ。そこまでやっておるにかかわら
ず、授業料その他のものについて税金
を取るなどということは全く自家撞着
ですよ。従つて今の説明員のお話しだ
けでは私も納得できないので、局長
なりあるいは大臣からそういう学生の
教育、基本的な教育ですよ。それは今
の洋裁学校とかそういう点について
は別な考えがありますが、少くとも筋
道の通つた学校教育というものにつ
いて、私学に対してもう少し思いやりの
ある態度をとるべきであつて、そう
いう中途半端な御説明では納得でき
ない。

○説明員(益崎潤君) ちよつと私の説
明の言葉が足りませんでした。私ど
もの申し上げましたのは洋裁、料理各
種学校につきまして苦米地先生からの
御質問がございましたので……

○苦米地英俊君 そうではないのです
よ。各種学校とはいわないのですよ。
学校の正常なる収入、こういったので
す。学校の正常なる収入、すなわち授
業料とか入学金とか受験料とか検定料
とか、こういうのはどうするか、こう
聞いたのです。

○説明員(益崎潤君) 私どもが技芸教
授、技能教授としまして、今申し上げ
ました洋裁、料理等につきまして取
益事業と見るか、見ないかという問題
について申し上げておりますのは、ま

あ主として各種学校の問題でございま
す。その点につきまして各種学校全体
として課税いたしますれば、今申し上げ
ましたように、授業料、入学金、検
定料は課税になるわけでございませ
う。今申し上げましたように今学校教育法
第八十三条の学校法人、各種学校を設
置する準学校法人、それから学校教育
法第一条の法人が併置いたしております
ところの各種学校、これらが教育そ
のものとしまして行いますところの技能教
授につきましては、これは収益事業と
見ることは必ずしも適當ではない、こ
う答へました。従ひましてそういうふ
うに見なければ、授業料、検定料、そ
ういふ基本的な、教育を維持するため
の収入は法人の基金にも入らない、こ
ういふことを申し上げた次第でござい
まして、その他のたとえば普通の正規
の学校についてこれを収益事業と見、
それを授業料、検定料を基金と見ると
いうようなことは申してないつもりで
ございます。

○苦米地英俊君 これに類似したもの
で道場ですね。例をあげれば講道館の
ようなもの、入門料をとつて、月
謝をとつて、それから段位を与え
るときには、それに対して報酬をとつ
て、もう講道館というものを経営して
いくために必要最低限度なんですね。
こういうものを収益事業と見るかどう
かという問題があるのです。これはこ
のところに衆議院で出されているス
ポーツ、娯楽関係団体、こうあります
が、こういうものについてはどうなり
ますでしょうか。

○政府委員(原純夫君) 柔道は入れる
つもりを持っております。

○西川甚五郎君 これは今聞いている
と各場合々々によつて説明をしておら
れるのですがね。一ぺんあなたの方か
らもう少し詳しく初めから説明され
らうでしようかね。今後進行する以
上、みな同じような質問になるだろう
と思うのですよ。一応どういふもので
あるかというところははっきり説明して
いただいたらよろしいでしょう。

○委員(廣瀬久忠君) ちよつと速記
【速記中止】

○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ
て。

○苦米地英俊君 そこで検査、検定を
業とするもの、これはどういうことを
意味しておるのですか。

○説明員(益崎潤君) 苦米地先生の
おっしゃつておられる各種は、たゞいま
問題になつておられますところの収益事
業の範囲の拡張で、私どもが内部で検
討中の資料についてお話し申されてい
るのではないかと申したのでございま
す。私も検査、検定、これは果して
請負に入るかどうか疑問もございま
したので、検討中の過程にはございま
したけれども、現在のところでは、政令
に書く必要があるかどうか、まだ検討
中ではございませうけれども、その必
要はないのではないかと。検査、検定
は、御承知の通り、輸出品検査等ござ
います。これは特殊の社団法人、公益
法人、たくさんやつておりますけれど
も、これらにつきましては、営利会社と
の競争関係もございませうので、これの
課税について議論がございましたが、
現在のところ、現行政令の規定の範囲
内ではいける点もありはせぬかという点
で、なお、もう少し検討してみたい。

今のおっしゃる点では、おそらくまだ
私どもが研究の過程の一案を言つてお
られるのだと思ひます。

○苦米地英俊君 学校に入學するとき
に、これは早稲田でも、慶応でもや
つてゐるのですが、入学生から寄付を
とつてゐるのですよ。これは小さい学
校でもとつてゐるところがあるの
です。この寄付金というものは、これは
収益と認めるかどうか、ここに疑問が
あるのですが、これはどんなお考えで
しょう。

○説明員(益崎潤君) その点も文部省
と協議中でございませうが、先ほど申し
ましたように、学校教育法第一条の学
校法人、学校教育法第八十三条の各種
学校を設置しておりますところの準学
校法人につきまして、教育そのものと
して行いますところのこの種の教授に
伴いますところの収入は、収益事業か
ら生ずる収入と見ないか、こういったし
ますれば、その種の寄付金は、教育そ
のものを維持するための寄付と見ま
して、おそらくその範囲から出るの
ではないか、かように考えております
けれども、具体的には寄付金がい
ろいろな形になる場合もございませうので、こ
の点につきまして、文部省となお検
討してみたい、かように考えており
ます。

○苦米地英俊君 今言つた準学校法人
等、講習会などをやりますね。これ
も教育の一部と見るか見ないか。これ
がどこへびいてくるかというところ、た
とへ言へば、補習学校とか予備学校
というか、ほとんど長期講習といつた
ような形になつておる。この講習とい
うのに対して、収益事業として課税を
するということになると、これ

はそつちの方にも及ぼしていかんけれ
ばならない。それからそろばんである
とか簿記であるとかいうようなもの
になつてくるというところ、これはやはり講
習というものはしばしば行われてゐる。
こういうものについてはまだ文部省と
交渉中でございませうか。

○説明員(益崎潤君) 各種学校とい
は、どういふものが各種学校の教育の
範囲に入るか、これは十分文部省とし
て見ているはずでございませう。具体的
に講習会がその範囲に入るかどうか。
種々の場合があるかと思ひますが、
各種学校の範囲に入りまして、本来の
教育目的の範囲に入りまして、今申
し上げましたような収益事業の範囲で
あるというのではないと思ひますが、
たとえば第三者を相当集めまして、臨
時的に収益をあげていく。ファッショ
ン・ショーというふうなものがある
とか、よく聞いておりますが、それら
が果して本来の教育事業と言へますかど
うか。それは具体的に認定すべき問題
ではないか、かように考えており
ます。

○苦米地英俊君 今、ファッショ
ン・ショーの問題が出ましたが、これは私
収益事業だと認めます。が、生徒の父
兄、同窓等に展示会をやるというよう
なもの、これはファッション・ショーのよ
うな範疇には入らないと思ひますが、
いかがですか。

○説明員(益崎潤君) 具体的なその認
定の範囲が非常にむづかしいのでござ
いませうが、現在、ショーをやります
て、物品を販売いたしますれば、物品
販売業の方の収益事業といたしまし
て、学校法人でも課税いたしております

はそつちの方にも及ぼしていかんけれ
ばならない。それからそろばんである
とか簿記であるとかいうようなもの
になつてくるというところ、これはやはり講
習というものはしばしば行われてゐる。
こういうものについてはまだ文部省と
交渉中でございませうか。

す。そこに入るから入らないか事業認定の問題で、第三者の方がどの程度入り得るか、そんなところにかかるとは、ないか、かように考えております。

○苦米地英俊君　そういう場合に、展示会で販売せしめなければいけないわけですね。それを催すこと自身は、収益事業と見られないわけですね。催す場合には、ある場合には実費がかかる場合もあるから、会費をとるということはあるかもしれないですね。

○説明員(益崎潤君)　まあ販売しなくとも、入場料はとる場合がありますし、いかと思うのですが、入場料をとります際に、今申し上げましたように、各種学校の教育の範囲に入るか入らないか、そこから判断すべきではないか。そういうものは本来の授業料と性質が違ふものがありはしないか、そこを検討すべきじゃないかと、具体的には考えております。

○苦米地英俊君　大臣も見えておりますから、もう一つでやめますが、実は、予備校であるとか、そろばんの学校であるとか、簿記の学校であるとかいうやつは、まず今考えておられる中へ入っておらないと思うのですが、これらはやっぱり考えに入れたい方がいのじゃないか、こういうふうにかえるのですが、その点はいかがでしようか。

○説明員(益崎潤君)　本来の学校教育法第一条の学校の課程の補充的な予備校、これあたりにつきまして、その他また公益性が強くて公益法人になりますものにつぎまして、現在のところよく調べてみますと、その個人的色彩の強いものもございませぬし、財産保全的なものも少いようございませぬ。まあ

営利企業として特に強くやっておるものの中にはあるかも知れませぬ。中には株式会社としてやっておるものもございませぬ。従いまして、現在の公益法人なっておりますものを、見ますと、さしあたりは、収益事業として課税する必要があるように見受けております。

○苦米地英俊君　それでは私はこれで一つ質問を打ち切りまして、大臣の質問の方に……

○大矢正君　ただいま苦米地委員から質問されておりました法人税法の中の法人でない社團、人格のない社團または財団、この点について質問をいたしたいと思うのでありますが、今まで私の記憶では、一度だけ当委員会において、この人格のない社團、財団に対する質問がかわされておるのでありますけれども、具体的に問題に突っ込んでいきまして、基本的に、この条文をなぜ挿入しなければならぬかという点が、多少はけた形で委員会の審議が進められておりますので、私はそういう点から、本日は、もう一度さかのぼって、基本的に、この条文を挿入したという考えから質問を申し上げたいと思っております。

第一の質問は、今までこの人格のない社團または財団というふういものものが、法律の中になかったのであるけれども、今度新しく挿入をしたという、この意図と申しますか、考え方というものを、ある程度具体的に聞かせ願いたい。先ほど申し上げましたように、ある場合にはこれが該当し、ある場合には該当しないというふうな疑義を将来に残しては、非常に遺憾だと思ふので、やはりその前提となる基本的な考え方について御説明をいただき、さらに質疑を続行したいと思ひます。

○政府委員(原純夫君)　今回人格のない社團または財団につきまして、所得税法、法人税法に当りまして改正をお願いいたしております趣旨についてのお尋ねでございますが、それはこういうことでございます。

今までも、長い間、人格のない社團、財団というものは実際はあったわけでございます。そうして、今までは現行法で処理をいたして参りました。その間いろいろ疑問の点があったわけでございます。これは単に税法の面のみならず、各般の法律の適用の關係においてもいろいろ疑問があったということは、御存じの通りで、最近はその法律上の能力を認めるとか、あるいは罰則の適用の対象とするというふうなことが始めて参っておりますが、税の面では、最近特にそういうもののがかなり出て参つております。そして、課税の公平ということから、そういうものの課税について、はっきりした裏打ちをしていただくということが必要だということを考えましたのが契機であり、趣旨の根本をなすものであります。

そこで、まず今まで現行法でどういうふうなやつに参つたかということをお願い申し上げます。法人税法におきましては、はっきり法人は法人税を納める義務があるということになっております。従いまして、人格のない社團、財団は、法人税の対象にはならない。所得税法の方ではどうかと申しますと、

人格のない社團または財団であつて、組合的なものがかなりあるようにございませぬ。そういうものについては、個人的な、個人の所得というものを考へて、つまり匿名組合の場合についてやつております。所得は個人に分類するということ考え方とて、課税をしてきたものも相当ございませぬ。が、そうばかりでない、人格のない社團または財団自体の所得だということうな感覚のものについては、所得税法をそのまま適用できるかどうかというところが非常に疑問であります。そういうような点で、長い間そういう収益事業の課税について多くの疑問を存しながら、非常に行政上困難してきております。そこで今回お願いいたしておりますのは、どうもそういうものは法人的な課税をした方がよろしいのじゃないかろうかということで、法人税法の最初のところでは、そういうもので収益事業を営むものは、法人とみなすということとを、一条の二項に入れることをお願いしているというわけでございます。

その他、所得税の源泉徴収をする義務、される義務がございませぬが、これは現行法でもその適用はと読んで参つております。従いまして、その面でも規定をはっきりさせるために、所得税法の方で改正をお願いいたしておりますが、これはいわば確認的な意味でお願いいたしているというところでございませぬ。

なお、ただいまずっと筋だけ申し上げましたが、どんな事業が出てきているかというふうなことにつきましては、なおお尋ねがございましたら、後刻補足して申し上げたいと思ひます。大体概略申し上げますと、そういう考

え方で今回の改正をお願いしているというところでございませぬ。

○大矢正君　人格のない社團または財団というものは、具体的に法律によつて規制をされているものかどうか、法律の中には、私どもが読んでいゝる範囲においては、人格のない社團とかまたは財団などというものは、法律の中には一切出てこないものでありますけれども、ここで、税法の中でこういうふうな人格のない社團、財団というものをいれるという考え方は、そういう面からみてもどうも疑問があるように思われるのですが、その点はどうです。

○政府委員(原純夫君)　人格のない社團、財団は、これはずっと前から、私も學校におります時分から、そういうものがあるということはいわれて、法律の規定の上では、それが正面から取り上げられていない分野であります。長く學者の間で理論的にいろいろな理論構成がされていく問題であります。まあだんだんと年がたちます間に、それが法律上何の規定もなしにあるというふうなことは不都合だというふうな事例がだんだん出てきたために、近年では民事訴訟法で当事者能力を認めるという規定が入りました。あるいは私的独占の禁止、例の独禁法でございませぬ。それから銀行法、信託業法等金融関係事業法等いろいろな取り締まりの対象として考へる。つまり罰則の適用をこれらの団体にもいたすというふうな規定が設けられるようになってきております。税の面でも相續税法で第六十六条というのに、人格のない社團、財団に対する寄附、贈与についての規定が設けられるというふうなこと

なつてきております。地方税法では都道府県民税、市町村民税について、これについて住民税の均等割をかけたまゝという規定が入っているというふうなものが現在までのあらましの法律的に取り上げられた面でございます。そこでこの問題は法律体系の上でどういふふうな地位をつけ、どういふふうなきめて参るか、非常に大きな問題だと思つております。が、税の面で先ほど申し上げましたように、近年實質的に収益事業をわけてとしてやっておるといふものが出て参りました。望むらくは基本法といふか、一般法で、民法、商法という一般法の方での規定の整備がありまして、税の方でも非常にやりよいわけでありまして、けれども、事態をこのまま放置しておくと、いかにいふかぬといふので、税の面でも、考へまして、政府内法律関係の方でも相談してお願ひしておるといふことでございます。若干そういう意味では一般法の規定がまだ整備されてないといふような点がございまして、これは事態が実際にそういう人格のない社団、財団の形で収益事業をやつていく、これはやはり公平に課税するといふ要求は非常に強くなると思つてございまして、そこでそういう一般法との関係に若干の不調があるけれども、この際こういう規定を入れるようにしたいといふふうな考へたわけでございます。

○大矢正君 普通法人とか、公益法人とかいふものは法律の中では明らかにその性格を規定づけておりますから、従つて法人といふものはどういふものであるかといふことは法律の上で明確

でありまして、あえてそこに疑義を生じてこないと思つておりますけれども、人格のない社団または財団といふものは法律的には何らの規定が今申したようにない、こういうふうに見て参りますと、その人格のない社団ないしは財団といふものは一体どういふものであるかといふことに對する定義の仕方が非常に將來問題になるかと思つておりますが、この点はいかがでしよう。

○政府委員(原純夫君) この定義につきましては要するに、まあ簡単に申しますれば、団体である、団体であつて法人格を持たないものであるといふふうに申し上げたならばよろしいと思つて、そしてその性格、本質につきましていろいろ學者の間に議論があることは先ほども申し上げた通りでございますが、これらは今後なお十分検討の上一般法の方でも整備があるものといふふうな考へております。

なほ今回お願ひしております分は、人格のない社団または財団全部といふことではなくて、そういうものであつて収益事業を営むものといふことでございまして、所得税法の方はこれはもう源泉徴収の関係でありますから、収益事業を営むといふのを問わないのであります。法人税法の方におきましては収益事業を営むものといふことになつております。なお、實際上だいたひお話のような疑問と申しますか、不安と申しますか、一体自分は法人税のかかる人格のない社団、財団であつて、うかつといふことの疑問がときどき出て来ると思つて、その辺につきましては執行に當りまして十分この税務管理の側でそういう不安のないように

運営したい。つまり、さあ法律ができた、これが人格のない社団、財団で収益事業をやるものは営業申告を要する、それから法人税法の申告を要するといふようなことを抽象的に言うのではなくて、具体的にいろいろの例を示して、またそれに該當すると思われのものをいつて、さしあたりは一々その旨をお知らせして申告をしていただくといふような措置をとりたいたいといふふうに考へております。

○大矢正君 どうも局長は僕を盛んに収益事業の方へ引っぱり込む意図のある答弁をされるのですが、私は収益事業の方に引っぱり込まれる前に法人でない社団もしくは財団といふものはないといふ性格のものなんだといふことを明らかにしない限り、これは収益事業といふのは二の次なんです、課税される団体がこれは先なんです。その課税の対象となる団体といふものは一体いかにいふか、これは明瞭にならなければ、収益事業の内容なんかにばおよそ入つて行くことは不可能だと思つて、あなたは盛んに収益事業だけの部分に部分にと、こゝ言われますれば、も、そうではなくて、収益事業を行ふその以前の問題としてどういふ団体に

かかるのだといふことが今一番は問題になつてゐる内容だと私は思つてあります。そこでこれはしつこく質問申し上げます。何でこれを明らかにするおつもりなのか、具体的にどういふ内容を持つて、人格のない社団とか財団といふものはかくかくのものであるといふふうな明らかにするつもりなのか。たとえば民法において明らか

にするのか。商法において明らかにするののか。とにかくどういふ法律的内容をもつてこの内容を明らかにしようとするのか。その点についてもう少し具体的に答へをいただきたい。

○政府委員(原純夫君) 国の法律秩序の中で當事者となるを申しますか、主体となるといふものを考へてみますと、個人といふものが一方にありまして、それから一方に団体といふものがあります。まあそのいずれかだかろうと思つて、団体の中にはつきり法人格を持つもの持たないものとあります。ただいままでのところわが国の法制の規定のされ方はこの個人と法人といふものについてはつきりとして出ておる。ところが団体のうちで法人格のないものについては規定がまだきつめて萌芽的な状態にある。しかしまあこれの必要をお願いしたい、従つてこの人格のない社団、財団といふものは、団体のうち法人格のないものだと、まあ人格のない社団、財団といふのを言いかえたやうなものであります。ただいまのやうに法秩序の中で當事者となるものを分けて、そうしてお考へただきまして、そういう意味をもつと全体との関連において御理解いただけるのではなからうかと思つてこの法律秩序の中でいろいろなこと

をやつてゐる主体のうち、個人でもない法人でもないものであります。つまり法人格がないものであります。ことなつてございまして。

○大矢正君 何度聞いても私はわからなかつた、言つてしまふ、人格のない社団または財団といふものは、これは無籍者と同じものですね。個人の場

合はちゃんと戸籍があつて明らかにされてゐる、それから法人の場合は、もう法律において明らかに法人といふものはこういうのであるといふふうになつてゐる、ところがこれはどういふものがないから、いわば無籍者であつて、つかみどころのないもの、そのつかみどころのないものを課税するといふのであるからして、これは當然その性格といふものを明瞭に描き上げた上で課税されるべきではないかと私は思つてゐる。この法人でない、あるいは人格のない社団または財団といふものの性格といふものが、法人税法の中で明らかにされるというところは、ちよつと法律の建前としては、法學者でないからむずかしいことはわかりませんけれども、しろうとして考へて見ても、私は無理があるのではないかと。むしろこういう人格のない社団とか財団といふものは別途何らかの形においてどういふものであるといふ性格づけた上において、法人として人格のない社団または財団といふ取り上げ方をすることが妥当ではないかといふ考へを持つてゐる。私は先ほどからさかんにしつこく人格のない社団または財団の定義づけをお尋ねして、まことに恐縮でありますけれども、これが明瞭にならない限り、あとあと非常に影響があると思つてゐるので、一つもう一回お答へいただきたい。

○政府委員(原純夫君) まことにごもつともな御意見でございます。先ほど申し上げましたように、この法律秩序の當事者のあるグループでありますから、一つ一つの範疇でありますから、それについてつきりした定義がこの法律体系の中でどこにあるかといふことは

望ましいのはまことにおっしゃる通りであります。ただそれにつきましては年来と申しますか、長年来いろいろな議論があり、つまりその性格なり定義づけなりについては議論があつて、まだ一般法においてはできておらない。が人格のない社団または財団何かと言へば、先ほど申したような団体のうち法人格がないものという形にない。これは大体何と申しますか、どんな人も共通にそう申しております。ただその本質が何だと、あるいは現在一般法でそういうものについての規定がないから、現にある一般法の個々の条文の適用についてどういふような適用をするかという点について、特に議論がうるさくわかれていくようなわけで、そのものが何であるかということについては、割合に一般的の概念と申しますか、それがあつたといふに考へております。そこに立つて先ほど申しましたような全面的な規定ではございませんが、いろいろな取り締りの法規の適用なり、あるいは民事訴訟法の当事者能力なりを規定いたします場合に、人格のない、あるいは法人でないとしておりますが、人格のない社団または財団という言葉を使つて、それはもうその概念はわかつておるといふ前提で、実は今の日本の法秩序ができておるわけでありまして、おっしゃることは非常にごもっともで、その前に、あるいはそれと並行して本法においてそういうものについて一般的の定義なり規定があるということが望ましいのはおっしゃる通りであります。われわれもそれがあつたと非常にいいと思いますが、何分それを行いましたためには、この範疇のこの固

体につきましての一般法ということになりますから、すべての法律規定の適用に關して周到なところまで考へ切らなくちゃならぬということに、そのものの自體の概念というものは大体はつきりしてあると思いますが、それによりどう規定をどう適用していくかという点に關してはなかなか考へ切れないというところから、まだできてないというので、おっしゃるような点が今の法律の中ではつきりうたわれていない。しかしまあよくなりませんが、それが何であるかということとは、もう人格のない社団、財団ということでは大体はつきりと了解されておるのが実情でございます。それを取つてその言葉でいろいろな法律で使つておる。この際おっしゃる点は非常にごもっともであります。一般法の規定を先行させるという点はたゞいま申しましたようないろいろな困難があるから、他の各種の法律においても使つておる用字でございます。それを使うことをお認め願つて、そういうものについての課税はどうするかという面の解決をいたしたいというので特別に願ひしておるわけでございます。

○大矢正君 局長の答弁というのは、これはまあ法律論じやなくて、政治的なと申しますか、ある意味ではまあ現実的だとか、そういう判断に過ぎないといふ裏づけがあるから、法律的にどういふ裏づけがあるから、だから人格のない社団もしくは財団というものをここにあげたのだと、こういうことではなくて、非常にはやけた輪郭のものではあるけれども、そういうものがあるから、たとえその法律的な裏づけがなくてもこれはやるのだと、特にこれは税の問題に限つてこれを行ふのだと、このように解釈をされるのであります。この点だけいふまでも長くやつておつても私はいたし方がないと思ひますので、いざこれからはためてまたこの点のお尋ねをいたしたい。

そこで、それじゃ法律的に人格のない社団もしくは財団というものの對しては定義をいたしておらないのでありますからして、税法としてこれを取り上げてやる場合には、税法に限つた形においてこの人格のない社団もしくは財団というものの對する規定づけを当然しなければならぬと私は思ふのであります。その点はそれじゃ具体的にどういふことになるのか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 先ほど申し上げた通り、人格のない社団または財団といふものは、それとわかつたところからいへば、人格のない社団または財団といふものではないかと、もう人格のない社団、財団といふものを言いかへただけのことであります。それでそのことはわかるのでなからうかといふつもりで書いておるのでございます。これは重ねて申しますが、各般の法規でこういうものを取り上げております場合に、全部そういうふうなことにいたして、実はどこにもそれは何であるかといふことを特に規定しないでも、それはそれでわかるという前提で書いておるわけでございます。

○大矢正君 わかるわかつたおっしゃつても私も自身もこれはわからなかつたのですよ。あなただけわかつておられるけれども、この法律を作らうとするわれわれがわからないのだから、あなたはまあ行政の当事者としてはわかるか

もしれないけれども、法律を作るわれわれがわからない、法律を確證するのだから、ましてや国民がわかる道理がないと私は思ふのであります。あなたは幾ら質問をいたしましても、これ以上の御答弁はされたいやうであります。たとえば政令とかないしは通達とかそういうものを通じて、具体的には人格のない社団もしくは財団といふものの定義づけは将来においてはするといふお考えはあるのだろうか、その点を質問いたします。

○政府委員(原純夫君) 人格のない社団または財団をどういふに定義するかといふことになりまして、定義自体は私は簡単だと思ひます。先ほど申したようなことだと思ひます。一般法にそれが組織的に規定し切れないのは、その解釈というよりも、それが何であるかといふよりも、法律体系の各個条をどういふにそれを適用して參るかといふような点がそのもの実体に照らしてなかなかわかつたといふようなことからではなからうかと思つております。民事訴訟法には当事者能力の規定があるといふことを申し上げましたが、民事訴訟法はまさに一般法、基本法の一つであります。ここにおいて定義をいたしてない。まあお話の通りそれが税法に取り上げられるという意味で、国民が一体自分たちの作つてゐる団体がそれに當るかどうかといふような点について、いろいろ議論が起るということはあります。が、それを税の方の政令なり通達なりで、それは何だといふことが特に必要だといふような面は比較的少ないのではなからうか、それは一方には

法人税法の適用においては収益事業を営む人格のない社団、財団というふうに限られておりまして、それについては先ほど来申しておりますように、その疑問を不安としないために、つまり一般に自分で解釈して申告を出しにいらっしゃいという態勢でなしに、こちらで調べてこれは営業申告をしていただかなければならぬ、所得の申告をしていただかなければならぬというものについては、さしあたり当分の間お知らせをいたします。所得税法の方の源泉徴収をするまたは受けるということでありまして、これはまあ給与の支払いをするというようなことがあれば、それは源泉徴収をしなさいということになりますので、そちらの方は今までもそういう解釈でやって来ておりますし、別段實際上支障はないのではなからうかというふうに考えて、特に税の方の政令等で定義をあらためていたして参るということは必要ないのではないか。ただ収益事業の範囲それから衆議院で御修正になりました収益事業というのが継続して事業場を設けてなすものをいうと、そういうものはどういう範疇であるかというようなことについては、これは準則を立てていくということが必要だと思っております。

○大矢正君 平林委員が私の質問に關連して質問いたしたいという希望がありますので、私はもう一点だけ質問をいたし、後ほど平林委員の質問が終つてから、なおまた続行いたしたいと思ふのですが、公益法人の場合の課税の問題でありまするが、これは原則として課税される立場にある。しかし公益法人であるので法人税法の中で特に非

課税の対象にする原則は、もう法人税法の適用を受けるのであるが、たまたま公益的な内容であるので非課税の対象になる、こういう解釈でいくのであります。それが、それでは人格のない社団もしくは財団というものの立場というものは一体どういう内容になるのか、今私が申し上げましたように、基本的にはこの人格のない社団もしくは財団も法人税の対象になる、しかしながら対象にはなるのであるけれども、その収益事業のみの部分以外の部分は、これはもう非課税なんだ、こういう立場をとるのか。あるいはそうではなくて、もう最初から収益事業、この団体の行う部分的な収益事業だけの内容に限ってこの法律の中に挿入するという立場をとられているのか、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(原純夫君) 公益法人につきましては、法人税法の第一条で「左に掲げる法人は、この法律により、法人税を納める義務がある」といたして、その第一号に「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人」ということになっておりますので、これはまず法人税を納める義務があるということを一般的に出しております。そうして第五条に参りまして、公益法人については、収益事業から生じた

を設けてなすものに限る。」といった
ております。ですから、そういうもの
が法人税を納める義務があるというの
を第一条第二項で規定して、そうして
第五条改正後の第三項に参りまして、
そういうものについても収益事業から
生じた所得以外の所得に対しては法人
税をかけないという構成にいたしてお
ります。従つて収益事業をやつていな
いというのは法人税を納める義務が
初めからない、法人税の対象ではない
ということに、第一条ではずされてい
るということになると思います。

○大矢正君　そうすると、これは逆からお尋ねをするのですけれども、収益事業をやれば初めて法人税の適用を受ける、適用ないしは法人税の何と申しますか、納税義務者の範疇に入るけれども、そうでないもの——収益事業を行わないものは一切法人税には関係ないという解釈でよろしゅうございませうか。

○政府委員(原純夫君) 収益事業を行わぬものは法人とみなされない、法人とみなされなければ先ほど読みました第一条第一項の方にかかって参りました。それから法人税法の対象にはならぬ、いい、こういうことです。

○大矢正君　そうすると、今局長は、法人は結局何といひますか、法人である場合に限つて法人税が適用をされるのだというような御答弁があつたように私は記憶するのですが、そのように解釈してよろしうございますか。

○政府委員(原純夫君)　ちよつとお尋ねの趣旨が十分くみ取れませんが、お願いいたしております第一条第二項に「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事

業を営むものは、法人とみなしてこの法律を適用する」というておりますか。法人という、つまり法人とら、法人でないという、つまり法人とみなされるものだけが法人税法の対象になる、その他のものは対象といたしませんということでございます。お尋ねに対してそうですと答えればいいように思いますが、そういう意味に理解して、そうお答えしたいのであります。

○平林剛君 関連して、今大矢委員の人格のない法人についていろいろ御質問があって、これが一番肝心なところだと思ふのです。これがはっきりしないというのと、あとのことはなかなか審議が進まない。結局法人でない社団というものの定義があるいは規定というもののがきまらないで、法律をただきめてしまふということになりますという

と、今日までの税法上の疑問が生まれてしまふ。従来われわれが、一般の國民が税金を取り立てられるには、法律に基いて税を取られる。そういうのが租税法定主義というわけですが、ところが今度はその法律の中に抽象的な、法人でない社団ということ、たゞ人格のない法人というような抽象的なこととていくことになりますという、租税法法定主義というものがくずれてしまふのではないか、こう思うのですが、

格のあるものとなひものとある。団体
といへば、それで団体とは何であるか
というまでの定義はいらんでしょう。
そしてそのうち法人格のないものがそ
れである。法人格があるかないかとい
うのは法人税法ではつきりするわけで
ありますから、その二段の御説明でこ
れが何であるかということこそ書け
ばわかるという考え方で、つまり何で
あるかがわかりますれば、それで課税
の対象としての指定はつきりするとい
うふうに思ひます。そういう意味で
差しつかえないのではないかと
うに考えておるわけでありま

○青木一男君　ちよつとあなたの方に關連して　大矢さん、平林さんの御質問、もう少し法律的に一つ説明してもらいたいです。それ、こういう形で私質問をしてお答えをいただきたい。今主税局長の言われた通り、法人であるかないかということとはつきりしている。「社團又は財團」ということの關連について疑問があり、答弁があつたのですが、私はその点は、そういう社会現象の基本法というものは民法にあるのです。民法が大体規定をしておるのです。それで民法の三十四条と三十五条に、「公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」、三十五条には「營利ヲ目的トスル社團ハ商事会社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得」、こう規定してあるのです。私は税法はこれを受けていると思うのです。従つてこの税法に使う「社團又は財團」という言葉は民法の三十四条と三十五条に規定してあるそのものを受けておる。従つてその觀念というのは民法の觀念を

援用しておるのであつて、それ以外の何ものでもない。従つて民法にも社團、財団の定義がないから、従つて税法に特に書く必要がない。その意味は民法の規定そのものであるとはっきり言われれば、私はその法律上の限界ははっきりしてゐるのではないかと思ふのですが、その点のお答えいかがですか。

○政府委員(原純夫君) その通りだと思います。先ほど来こういうものについて各般の法律で規定し、かつ民事訴訟法においても規定する。ただいま青木委員は民法にも社團、財団という言葉が使つてある、そしてこの社團、財団という定義は与えられていない、それでわかるという御趣旨だろふと思ひます。私もさういふ意味でこゝういふ言葉が使つてある、こゝういふことではありません。

○平林剛君 これは青木さん助け舟をされて、法律的にはどうだということ、これは逃げてしまつたけれども、やはりこれはわからないですね、それだけでは。なぜかという、すでに私らのところでも一般の国民層の多くの団体が、自分は法人でない、社團ではあるが、今度きめた人格のない社團の中に入るのか入らないのか、実はてんやわんや言うてくるわけです。みんな今度の法律によると、それに基いていろいろの申告をしなければならぬ。申告をしないという罰則を受ける。これは大へなことだといつてきておるわけでありまして、今の青木委員の質疑応答だけでこれらの税務行政というものを解決できるとは私は思われなかつた。特に昔からその人格のない社團といふやうな言葉があ

るけれども、一体それが何であるかという定義はちつともないわけですよ。やはりさつきからあなたが大矢委員の質問に答えておりましたやうに、これに關する政令なり規定なり定義なりといふものは、いずれかの機会にはきめなければならぬ。あなたは簡単にこれができると言われたんだけれども、その作られたものは、今大矢委員の本質的な解明にはならないじゃないだらうか。さういふことになるという、やはり今までの税の取り立てというものは、はつきりしたものによつてやるというの、今度は法律上あいまいな表現で、解釈上はあなたの方でわかつたとしても、實際上の場合には今度は税務行政の中でこれはい、これはいけない、さつきの質問が行われておりましたやうに、ある面では取り立てない、あるものは取り立てるというやうな工合に税務行政が混乱してしまふ、こゝういふ結果が生れてくるんじゃないですか。

○政府委員(原純夫君) 税の方の問題としては、源泉徴収の關係と法人税の方の關係でございまして、源泉徴収の方は、要するに給与を払うという場合は法人人格のない社團、財団であつても源泉徴収をしていただくということ、これははつきりわかると思ひます。問題は法人税の對象となるかならぬかが一番緊切な問題であらうと思ひます。これにつきましましては収益事業を営むものといふことになっておりますので、収益事業はどこまでが収益事業かといふことがなるほどいろいろ議論があると思ひます。かなりニュアンスのあるものを切らなければならぬ。しかし収益事業といふことで切るのであ

りますから、それもできないことはない。現に公益法人でもやつておることあります。なお、執行上それについて十分納税者が一般的に不安を持たないやうに、自分の間こちらからお知らせをして申告をしていただくといふうにいたします。申告のうち営業申告につきましましては罰則はございません。所得の方の申告は脱税でありますと罰則といふことはございまして、営業申告の方には罰則はない。かつそれについての運用は十分注意して、一般的に、うちはやらなければいかぬのだらうといふやうな不安を持たないで、待つていただければよろしいといふことでやりたいと思ひます。

○平林剛君 先ほどから質疑が行われておりますのでわかるやうに、人格のない社團といふことの定義はちつともはつきりしてないきわめて抽象的なものであつて、今までの租税法主義といふものがくずれんといふことは明らかだと思ひます。またこの収益事業とお話しがありましたけれども、この問題についてもあとで質疑を継続すると思ひますけれども、これもまたあいまいである。こゝういふことになるかといふことが指摘した点は解決できないといふことになるわけでありまして、この間も国税庁長官の渡邊さんの書いた本を読んでも、一般の国民といふものは、権力者から不当な課税をされないやうに、それからまた課税をする場合でも公平に行われるやうに、こゝういふ意味で民主国家といふものは法律によつて課税をするという建前がとられておる。ところが今回これを認めるといふことになりまして、それがくずれてしまつて、われわれはちつと

も具体的な内容をつかまないうちに法律が通つてしまつて、あとの課税は国税庁、権力を持つておる国税庁が自分の大体考へによつてそれぞれ課税をすることができ、こゝういふ結果になつて、税の上で民主国家の柱ともなるべきものがくずれてしまふんじゃないか。渡邊さんがいれば、その渡邊さんが書いた著書についての御見解も聞きたいんですけれども、あなたは親戚同士のだから、そのことについてどうお考へであるか、お答えを願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 私どもはその点は心配ないのではなからうかと思ひております。民法でも「人」といふ章は設けてありますが、「人」とは何かといふことはもうわかつておるといふ前提でやつております。また先ほど青木委員からお話しありましたやうに、社團または財団といふ言葉を使つて、それはその言葉を使えばわかること、それで概念ははつきりするといふことでやつておるわけでございます。従ひましてそのもののある範疇のものを呼ぶ言葉として、それがその範疇のものをはつきりいたしておるということであらう、それでよろしいんじゃないかといふふに思ひます。

次に、収益事業についての判定、これはその場合も、おそらくニュアンスの境のところがいふ問題があると思ひます。つきましては、「継続して事業場を設けてなすものに限る」と、これは私も法律上にお聞きしたところでも、命令で書こうと思つておつたところでありまして、継続して事業場を設けてなす収益事業といふすれば、それで大体どういふものかといふことはわかる、さうしてそれを

あらゆる場合に、この法律の適用についてニュアンスがあるものを判断するといふあらゆる場合があるわけでございますから、この程度の規定をしていただければ、それで執行上できるのではなからうかといふふに考へております。もちろんその執行に當りましては、さういふ問題でありますから、いろいろやつて参ります間に、大方の御批判もあるでありますやうし、私も十分注意して、法律の趣旨からはずれないように注意していくつもりであります。したが、それでやり切れないといふことはなからうと思つております。

○大矢正君 法案の内容が非常にむずかしいので、記載されておるかも知れませんが、お尋ねをした場合には、ごめんをいただきますといふのであります。

これは、自分では収益事業だとは考へていない、あるいはまたその団体自身は収益事業だとは考へていないけれども、税務署ないしは国税局では明らかに収益事業であるといふ解釈をする場合も、私は事実の上においては当然あり得ると思ひます。この場合その団体の代表者は申告をしなければならぬのかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) あらゆる規定の解釈において、解釈が分れるといふことはあり得るわけでありまして、さうしてその解釈が、税務官署側の解釈と、それから対象となる人々の解釈といふものが違ふことはあり得ると思ひます。で、御判断に従つてやつていただくといふことになりまして、しかしそれが税務官署側の解釈と違ひますれば、税務官署側は、これは申告してい

ただかなければなりませんよ、ということをお願い申し上げます。そうしてその先は、なおこの御申告がないということになれば、税務署側で決定をするということになります。その決定に不服があれば、その再調査、審査というような手続、あるいはさらに訴訟というような問題になってくる、最終は裁判所が決定するということになると思います。

○大矢正君 そうしますと、収益事業を一切行なっていない法人でない団体、この団体は、先ほどあなたが言われた答弁からいくと、その団体自身は、法人税法に適用をされる立場であり、法人税法に適用をされる立場で、その他をする必要がないと、こういう解釈になると思うのでありますが、その点はどのように記憶してよろしゅうございますか。

○政府委員(原純夫君) 収益事業を営んでいないものはおっしゃる通りであります。

○大矢正君 そうするとその団体は、私のところの団体は収益事業を営んでおられないという立場が明瞭でありますからして、かりに税務署、国税局から、お前のところは申告を出さないといふことをもし言われた場合においても、それを受け入れる必要性はいささかもないといふふうにも解釈されません、そうすると。

○政府委員(原純夫君) これは法律の解釈の問題でありますから、主観的にその団体が、うちは収益事業をやっていないという判断だけで、それが最終的なものとは思いません。税務事務を執行しております側で、これは収益事業をやっておりますとすれば、税務官署側

はそういうことを申し上げ、なお、それでも自分はやっていないと言われ、税務署側がなお研究してみたが、やはりこれは収益事業をやっているという判断になりますれば、御申告がなければ法律に基いて決定をして通知を差し上げることになると思います。

○大矢正君 その点もうちょっと具体的にそれは質問したいと思ひます。それけれども、この法人税法に適用をされるという事、納税義務者になる条件が二つあるわけです。それは一つは人格のない社団もしくは財団であること、そして代表者または管理人の定めがあるものというところが一つ、もう一つは収益事業を行ふもの、そこでそれは人格のない社団もしくは財団、こういうものだけでは、これはこの法律の適用を受けない、こういう解釈は先ほどあなたが言われた解釈で成り立つわけでありまして、かりに然る法律の適用がないのでありますからして、かりに税務署から、お前のところはなぜ申告をしないんだ、ということと言われたとしても、そういう理由は一切私は感じなければならぬ理由はないといふふうにも考えられるんですが、その点はいかがでしよう、条件がそろっていないんです。

○政府委員(原純夫君) 法律の規定する条件がそろっていないものは、おっしゃる通りこの法人税の対象になりません。ただそれは繰り返して申し上げますが、その団体の判断で最終的にそれがきまるものではない。それにいろいろの解釈があつて、税務署の解釈がそれと違ふという場合において、ただいま申したようなことにな

る。まあ、実際には相当しほつて、この「収益事業を営むもの」といたしてありますから、そう納税者といふ事、その団体の方が非常に、いわば特異な角度からそう言われる場合を除いては、そういうことはなれないと思ひますが、あくまでもそれは解釈の問題です。から、意見の相違はあり得るが、その場合に団体側の意見が最終的だということにはならないと思ひます。

○大矢正君 その団体がですね、人格のない社団もしくは法人というものは、積極的に自分から申告をしなければならぬという義務づけはあつたのです。裏を返して言えば、税務署なり国税局から、あなたのところはどうか収益事業というものをやっておられるやうな気がするから申告をしないといふ、こういう内容が来るまでは、それを必要としないといふ解釈をしていいの、その辺をお伺ひしたい。

○政府委員(原純夫君) この営業といふ事、収益事業をやっている法人でない社団と財団は、営業申告といわれておりますが、それをする義務があるといふのが、本法は四十六条の四であります。現にやっておるものは付則の方に書いてございまして、これは法律的に申しますれば、法人でない社団または財団で、この代表者または管理人の定めがあつて、収益事業をやっているといふものは、別段税務署に言われなくても申告をする義務があるのです。ただしそういうことだから、皆さん自分で判断して出してきて下さいといふことは、非常に不親切なやり方であらうと思ひます。今までそういう面について、いわば非常にあいまいであつた分野でありますから、そこでこの御改

正をお願いしましたならば、どの団体が御申告願うべきかということについての税務署側の考え方を申し上げると、まあ、義務がない方は黙っておられまして、義務があるというものについて、お宅は申告をしていただくたい。これはそういう一般的なばあつと網をかけた不安を与えるといふことになつては不親切だから、そういう運用をしようといふことでございまして、法律的には、そういうものは自分で申告をする義務があることになつております。執行上御不安のないように、そういう運用をいたそうといふことを考えておるわけでありまして。

○大矢正君 人格のない社団もしくは財団であるといふだけでは、この法律の適用を受けないし、納税の義務者であるといふ立場も生まれてこないわけですね。収益事業を行なつて初めてこの法律に適用される立場が私は生まれてくると思ふのであります。そうすると、その団体自身は収益事業ではないといふ判断に立つて申告をしない、こういう立場が出た場合に、今あなたの言われる付則との関連においてはどういふふうになるのですか。

○政府委員(原純夫君) そういう判断に立つて申告をされないと、税務署の方からお宅は申告をしていただくべきだと申し上げる、そうすると、いや、やはり該当しないと言つておられるわけですね。営業申告の立場は別則がございまして、営業申告の立場は別則がございまして、事業年度が済みますと、その期分については所得があつてもなくても法人税法の対象となる法人は申告書を出さなければならぬ。その時期になつてお出しになら

ぬといふことになりまして、それに對して決定という問題、また非常に、何と申しますか、そういう場合はおそれないでしようが、脱税という問題が觀念的にはあり得る。もぐりにされるという問題があり得ると思ひます。これは税務署から申し上げている場合でありますから、おそらく決定でゆくだろうと思ひますが、そうして決定に對してなお法人税法の対象にならないといふ御判断ならば、その決定に對して再調査、審査、訴訟に至る一連の異議の申し立ての仕組みができていふといふことに相なつております。

○大矢正君 この法律が具体的に施行された以降において、ある一定期間のうちに、何と申しますか、人格のない社団の立場をとつたものは、申告をしなければならぬといふ義務づけをしていまして、法律でね、そうすると、さつき私が申し上げましたように、人格のない社団もしくは財団という規定づけが、法律的には明らかでないといふので、しかしまあ自分としては、団体の代表者なり管理人は、自分としてはおほろげながら私の団体はどうもこの法人税法の中の一項目にひつかかる可能性があると、そういう感じはするけれども、法律的には規制がない。ましてや具体的に収益事業を営んでおられないといふ立場があるにもかかわらず、法律の中ではやはり申告をしなければならぬといふ義務づけをしていふ。この辺がどうも私は非常に理解に苦しむわけですね。たとえば公益法人のようにもう原則として法人税を納める義務がある、しかし特例として、これは公益性があるからという、こういう立場じゃないのでありまして、この

ぬといふことになりまして、それに對して決定という問題、また非常に、何と申しますか、そういう場合はおそれないでしようが、脱税という問題が觀念的にはあり得る。もぐりにされるという問題があり得ると思ひます。これは税務署から申し上げている場合でありますから、おそらく決定でゆくだろうと思ひますが、そうして決定に對してなお法人税法の対象にならないといふ御判断ならば、その決定に對して再調査、審査、訴訟に至る一連の異議の申し立ての仕組みができていふといふことに相なつております。

人格のない社団、財団というものは、そうじゃないと、もともとはこの法律には適用はされないものであるけれども、たまたま収益事業の部分だけに限って、この法人税法の適用を受けるという、こういう原則が明らかかなのでありますからして、私はそういうものに申告の義務を与えるということは、裏を返して言えば、申告をしない場合は、それ相応の何といひますか、税務署のいやがらせなりなんか、いろいろな立場を私は将来において受けるかも知れませんが、どうもその考え方、法律の中に現われている内容が、一貫をしないように私は思うのです、その点はどうでしょう。

○政府委員(原純夫君) 疑問は人格のない社団、財団であるかという点よりも、収益事業を営むものであるかないかという点であると思います。人格のない社団、財団であるかどうかの点は、おそらく疑問は大して超えんのじゃないかというふうに思います。収益事業を営むかどうかについては、いろいろ疑問な場合があると思いますが、そこでそれについては、その解釈がだんだん実際の運用に当って具体化されてゆくわけでありまして、税務署側と見解を異にするという財団が、うちは納める理由はないと言われ、これはあり得ると思ひますが、それは一般に法人税、所得税で収入なり損益金なりが何か、あるいは経費が何かという点について議論があるのと同様な問題で、この種のことにあつてはそれは避けがたい。それについては、こういうふうな法律をお書きいただいて、それを編当に判断してやれば、大体御一致できるのじゃないかと思ひますが、ま

れた例外的な場合に、そういうようなことがあるかも知れない。その場合はそれそれ十分穩当な判断、穩当な解釈というものになつてゆくように、われわれの側においても努めますし、また納税者の側でもそういう態度でお願いをしておきたいと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 暫時休憩をいたしまして、一時半より再開をいたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時一分開会

○委員(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続きまして會議を開きます。

質問を続行いたします。

○栗山良夫君 午前中に引き続きまして、人格なき社団並びに財団の税の問題について二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず最初にお尋ねしたいのは、この人格なき社団並びに財団の実際の数ほどの程度にあるものか、これを大体おつかみになつておられるのか、その總数のうちで収益事業を営んでおられる、こういう工合にお考えになつておられる団体は幾つあるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 人格のない社団、財団の数の問題であります。これは相当多数あると思ひますが、三月十四日に御提出申した資料に事例をあげまして、そこに「地域または職域において主として会員の親睦又は福利厚生を目的とする団体」として、従業員組合、職員組合、共済会、厚生会、互助会等々の名前であるもの、あるいは町内会、県人会、青年会、婦人会というのがまず掲げてございます。

それから教育関係としてPTA、同窓会……。

○栗山良夫君 いや私は数字を知りたいのです。

○政府委員(原純夫君) 数は相当たくさんあると思ひますが、何万という数字か、ちよつと数としてはわかりかねます。もちろん万の台だろうと思ひます。その中で収益事業を営むものとして課税の対象になるものがどのくらいかというお尋ねでございますが、これはまだ確實に数を把握しておりません。けさほど申し上げましたようなやり方で、一般に不安を与えないように、これは課税の対象にしなければならぬというふうなものからだんだん判定して参りたい。その数は多くないだろうと思ひております。

○栗山良夫君 この衆議院提出資料というのは参議院へ配られるために作られたもので、どういうわけで参議院の方へこの衆議院の提出資料が提出されてきたわけですか。

○委員(廣瀬久忠君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(廣瀬久忠君) 速記をつけ

○栗山良夫君 そこで今の大体目標としておられる数もわからないし、そのうちで収益事業を営んでおられる数もわからない、こういうことであります。が、今まで少くとも法律である行政行為を行う、あるいはまた税をとるというふうなときに全然見込みのない、ワケのつかないようなもの、私には聞かないのですが、大体捕捉財源、捕捉税源というものは、これはつかんでお

出しになるのではないかと。そういうことはございせんか。

○政府委員(原純夫君) 先般申し上げましたように、人格のない社団、財団で、れつとした収益事業を営んでおるというふうなものはだんだん出て参つてきております。そういうようなことから、ぜひ課税は公平でなければならぬという意味でお願いするわけで、だんだん出てきておると申しまして、非常にたくさんあつてという段階にはまだなつておりませんが、数も課税になる数はそう大した数にはなりませんまいと申し上げたわけで、こういうふうな事例は公益法人の収益事業に課税をするようになりまして、同様な問題があつたかと思ひますが、私はさだかに記憶しておりませんが、やはり同様なことではなかつたらうかと思ひてございまして……。

○栗山良夫君 数は一応何万あると、万台あつて、そのうちで収益事業を営んでおられるのは、数字はわからないが、多くはないという推定を一応下されておりますが、その万台に対して、その多くない数の大抵今度は推定の位取りはどのくらいのところですか。

○政府委員(原純夫君) 大へんお答えがむずかしいのでございまして、けれども、もちろん万台になることは、これはもう万あるまいと思ひます。こういうことは慎重にお答えせんならん問題ですが、しいて私の個人的な見地での感じを申しますれば、おそらく百台、百の位の数ではあるまいか。多くても、千の台にいても、その数は多くはあるまいというふうな感じを、非常にばく然として申しわけありませんが……。

○栗山良夫君 そこで大体これは一千万か、あるいは九千万か、あるいは十萬も万台に入るのですが、やはりこの数ある中で、一応局長としては百台あるいはまあ多くても千位の台である、こういう工合におつしやつたのであります。この法律改正によつて課税をしようとお考えになつておる大抵団体というものの目標をおつけになつておると私は思ふのです。そこでさらにお尋ねをいたしたいのであります。この収益事業を営んでおる団体の年収益ですね、これはごく大分けてよろしうございまして、先ほどの万台のうちで、たとえば一万以下、十萬以下、五十萬以下、百萬以下、一千万以下という工合に、適当にランクを分けて分類いたしますと、一体どれくらいのパーセンテージになるのですか。ただいまあなたが百台あるいは多くて千台くらいのものだとおっしゃつた、それは年収益どれくらいもの収益を営んでおる事業を大抵目安にしておいでになるか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 実は、この種のものにつきましては、課税上現在の法律の解釈では、なかなか疑問が多いものが相当ありまして、しいて申告せしめるといふ切れない。従ひまして、もちろん調査も突っ込んでできないというふうな事例が多いわけでございます。従ひまして、この数百から数百、数千から数千の団体について、所得の階級別の調べというふうなものはまだできておりません。いろいろな若干の資料で、収入額、剰余金額というふうなものを参考にとつたのはございまして、それも十分調査を尽くしてせられたものでございまして、その辺ちよつ

と見当がつかねる、しかしまあ収入金額が千万台のもの、百万台のもの、それから剰余金、所得でございませぬ、これが百万台のもの、十万台のものというようなものがほつほつ私どもの手元には一応の参考としてきておりますが、これらも調査がどの程度の調査か、団体に問い合せたそのまゝのものか、あるいは突っ込んで全部の通常の調査をした上でのものであるか、その辺はつきりいたしませんので、オーダーとしてはそんなところのものが多いいのではなからうかというふうに思うわけでございしますが、詳細はなお改正法を實施しました上で、資料が集りましてから申し上げるということにいたしたいと思います。

○栗山良夫君 少くとも税を新しく起す場合に、今お答えのようなばく然たる構想で起された例というものは私はないと思います。少くとも、私がこういうことを申し上げるのは恐縮ですが、税法を改正すれば、それによって国庫に入る税収というものが予定されなければならぬ。従つて今度の予算でも、税法を改正することによって、この人格なき社団から幾らの税収をあげるかということが計算がなければならぬと思ひますが、その計算は幾らになつておりますか。

○政府委員(原純夫君) 法人税の収入見積りの中身の問題になりますが、この分は数も少ございませぬ、それから所得も今申しましたようなところで、そう大きなものではなからうかというところ、それから法施行後開始する事業年度について納税義務があるというところにいたしております。多くのこういう団体は一年々度のものが大部分であ

るようであります。そういったことと、年度内に申告納期がこないということになります。中間申告の規定はこの種の団体には適用されませんで、そういうようなこともあり、法人税収見積りの中には特にこれを別に計算して加えるということにいたしておらない次第でございませぬ。

○栗山良夫君 いずれ施行規則が出れば、それでお尋ねをすることができると思ひますが、その前に、衆議院へ提出された資料に基きまして、「人格のない社団等に対する課税の要領」というのがあります。この要領の中で、二番目には「法人でない社団又は財団の事例」というのがございませぬ。これを私、今ちょっとここで拝見したのですが、ずっと拾ひ読みしてみました。も、ずいぶんこれは漏れなく、実によくお考えになつて載せられております。しかし、一つの例を申し上げますと、町内会とかさういうところで収益事業をやつたという例もあり聞かないのですけれども、これまでも全部あげたというところは、この「法人でない社団又は財団の事例」として、一応こういうものがあるのだという、これはサンプルにお出しになつたものですか、どうですか。

○政府委員(原純夫君) これは人格のない社団、財団全般につきまして、私もいろいろと、どういふタイプがあるだろうかというのを考えました。タイプを掲げたので、ずいぶん漏れもあると思ひますが、従ひましてもちろんこの法人税法の対象となります意味での収益事業を行う法人でない社団、財団というものは、もうこの中のごく一部である。ただし一方、この所得税法

の方の適用を受けます場合としては、源泉徴収義務、それから利子配当等について源泉徴収を受ける義務、これはもう全部に及ぶのでありますので、その方はまあ、けさほど申しましたが、全体をさういふふうにお考え願ひたい。収益課税の対象としてはこの中のごく一部であらう。おっしゃる通り町内会などで収益事業をやつていて、そういうものはおそろくないだらうと思ひます。

○栗山良夫君 そこで、この資料にさうにちよつと追加をしていただきたいのですが、この「法人でない社団又は財団の事例」というところを、おそろくあるいはこれ以上にまだいろいろお考えになつていかねるかもしれません、その事例をあげられて、その中で、今度の税法で法人税の対象になる公算が多い、こういう工合にお考えになつておる団体ですね、これを一つずつと分類をして資料としてお出しを願ひたいと思ひます。それは出していただければどうか。それで、できますればこの区分けを願つた団体別のその分類をしていただくと同時に、大体今あらうと思はれる全国的な団体の数、そういうものをとお聞きしたい、そういう資料を出していただきたい、こういうお願いをしようと思つて今こへ出席したわけなんですけれども、その数が先ほどのように非常にばくとしたもので、つかめないうことであらう。たし方ない、私は万台と、こう承わっておりますが、少くともこの団体の中で百千と先ほどおっしゃつたのですから、これを全部やれば、それは青年会だつて全国至るところにあるでありましようから、そういうものはあるい

は大体原則としてからぬということになれば外れるわけでありませぬ。そういう意味で、税法の対象にならないものと、なるものと、一つ分類をして資料を出していただきたい、こういうことはできないのでしょうか。

○政府委員(原純夫君) その点につきましては、この資料の1の(2)に「収益事業の具体的な取扱」についてのごく素案的なもの、これはもちろん完全でなく、いろいろな漏れがございませぬが、それが掲げてございませぬ。これをあらうにいたして、なおいろいろ問題があらう面についてはお尋ねいただきたい。このたゞいまの大きな2の方の事例について、それが当るかというところになりますと、やはりいづれも収益事業をやつていて、ものでなければならぬというこの種の方の大きな条件になりまして、この種の団体があるということをお申すのは、やはり具体的にケースを当ててみてからでないと不適當な場合が起りませんかというふうに思ひますので、ちよつとそういう表を作るのはなかなか今の段階ではむずかしいように思ひますが、いろいろなケースについて、抽象的のタイプについて御質問いただいてお答え申し上げる、その一部の例は1の(2)に掲げてあるというふうなことで御審議を願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 私はなぜそういう資料を要求しているかと申しますと、この税法の改正は、税の対象となる相手の団体に対してこれは申告の義務を課することになつております。これは先ほど局長が、事前に該当団体であるということを役所の方は丁寧に通知をして、そしてそのものにだけ申告をさせ

るのだとおっしゃつたけれども、それは行政の便宜上のことであつて、法制の建前からいへば、あくまでもこれは申告の義務を課する、しかも申告の義務を課する以上はそこに罰則というものが設けられる、こういう非常に厳しい取扱をする税法に対して、万台のうちで百千にしか申告を必要とするものはない、こういうことになりませぬ、非常にこれは多数の団体に迷惑をかけることになるわけですね。しかも解釈が非常にむずかしいというところは先ほど午前中の皆さんの質問で明瞭であります。役所の方も、立案当局として、はつきりした定義はつけられない、やつてみなければわからない、こういうことをおっしゃつていて、

ありますから、そういう意味で非常に多勢の人に迷惑をかける。実はこういう税法ができて申告の義務が生じたのだけれども、實際適用されるのは少いのだけれども、これを明瞭にする意味においては、今私が申し上げました資料というものが私にはできないことではないと思ひます。これを一つ何とか将来の行政実施に入る場合に支障のない程度に、おいて、しかもこの法案を審議するのに私どもが十分に法の精神というものを理解し得る程度において、何らかの具体的な事例を作つていただきたい。こんな細かい審議をするのはおそろくほかの税法ではないでしようけれども、これはそれほど細かく審議をしなければならぬほどにわかりにくい問題である。それだからこそ私はこういうことが起きてくると思ひますのであります。もちろん私は、この点は局長にもう一べんお尋ねをいたしますが、これを改正しようとして企図せられまし

動機は、実は一体いつであったか。先ほども大学の先生が立てた税法の理論とかいような話も出ておりました。が、そういう税法の理論を勉強している間に、どうしてもこれは抜けていなければならない団体で、従って一網かけてみよう、こういうおつもりで、悪い言葉で申し上げますれば、税を取り立てる意味の潔癖性、これは役所の方でいえば潔癖性ということでしょう。何でも細大漏らさず一網を掛けてみよう、こういう理論的な立場でおやりになったのか。あるいは、現実に税の行政を執行されている上において、こういう団体の近辺から相当な非難が大蔵省で起る、そして目にあまるような収入をあげていながら税の対象からのがれている、これはけしからん、こういうような国民世論を背景として、こういう改正をせられたのか。このいずれであるか。理論上から割り出されて、これはどうしてもやらなければならぬ。ちょうど原子力の理論物理学をやっているときに、ミウ中間子とか何とかというやつがどうしても学理上ちょっとこれは何とかして実験して見つけてみなければならぬということ、そういう意味であつた方おやりになったのか、その点を一つ明確にしたい、と思ふ。

○政府委員(原純夫君) まず後段の点から申し上げますと、私も決して理論的に、こういういわば個人法人に並ぶ第三の範疇がある、そこに手を打っていないから、ただ穴をふさぐというやうな角度でお願いしておるのではありません。これは年来と申し上げます、かなり古くから、こういう団体で

収益事業をやっておりますものについての課税については、規定が整備されておりましたために、非常に疑問が多かつたのであります。近年だんだんそういう事例が目につくやうなものが頻著に出て参つたというやうなわけで、やはりこの規定の整備をして公平に収益事業には課税をするということにいたさなければならぬというふうな考えがたわけてありまして、理論的な観念的な考え方でもやっておりますが、いせん。いろいろ実例として私ども研究したのもあるのでございますけれども、こういうのをこういう席でその名前を具体的にあげて申し上げますことは、よくもう少し事例の中身を調べてからでないと福当を欠くと思ひますので、まあタイプで申し上げる方がよろしいと思つて、この提出資料にもタイプで出してあるということでございます。

そこで、前段の是非というお話でございますが、概して申し上げますれば、この一番の団体、二番の団体あたりにおきましては、収益事業をやっているものはきつめて例外的な場合であらう。まあ校友会なんかが学校ではつきり売店を置いてやつていっている場合は物品販売業というやうなことになるまいし、うけれども、まずまずきつめて例外的な場合であらうと思ひます。いずれにしても、はつきりと継続して事業場を設けて収益事業をやっているという場合に限るわけで、まあそんなやうな売店を設けて物を売るといふやうな場合であらうと思ひます。それから(3)の学術研究関係団体、また各種学会等といひますのは、はつきり学会といふ名前をつけましても研究団体ではなくて、雑誌なり書籍なりを発行する出

版業を主としてやっておられるやうなものがございます。こういうやうなものには出版業でありますれば課税になる。ただしこの(1)の(1)にありますが「特定の資格要件を有する者を会員とする団体は主として会員に出版物を配付している場合は出版業に該当しないものとする」という考え方でありまして、そうでなくて、一般に月刊の雑誌を売り出すというやうなことをしておるやうなものもあるやうに見ております。そういうものは出版業として課税になるというふうな考えをいたします。

それから宗教関係団体で、神社の奉賛会等、これは大体寄付を集めるというやうなことが主でありましようけれども、中にいろいろな論はがきと何かを売るといふやうなことをやるものがありますれば、その種の事業は物品販売業として収益事業の中に入るといふやうなことになるかと思ひます。医療団体、診療所等、これは診療所で医療をやるというようになります。それから、それを収益事業と見るかどうかという点は、ただいま公益法人の収益事業の業種を政令で指定しておりますが、その中に医療は入つておりませんが、私も医療を加えるということにしたいと思つております。加へれば、それが収益事業になるというところに相なります。もちろんその加へます場合に、全部にするかあるいは何らかの条件をつけるかといふやうな問題はあらうと思ひますが、これは別途収益事業の範囲の問題として御検討を願うということにならうと思ひます。

これはまあ収益事業をやるのは少からうと思ひますが、中に、団体の買ひまの購買をあらせんといふのはその他のものなことをやりますれば、それが事業に入るというやうなことになる場合が若干あるかもしれないと思ひます。それから次のスポーツ、娯楽関係団体——ゴルフ・クラブ、ドライビン・クラブ等というあたりになります。これは遊技所業といふやうなもので、1の(2)にも書いてございますが、これは遊技所業といふやうなもので、当るのではなからうかといふ一応の解釈でございます。

出版事業団体、先ほどもお話ししたましたが、ここで申し上げる方が適當だったかもしれないが、「学会、協会等の名称を用いるもの等」、出版のために人格のない社団を作つておられるというやうな場合があります。これは先ほどの除外例の場合を除いて、出版業に該当するかどうかということによつてきめられるということにならうかと思ひます。

それから、その他として、「政党、国際親善関係団体、各種後援会等」といふやうなものもございしますが、いずれもただいままで申し上げましたやうに、収益事業をやるかどうかということ、まあこういうもので収益事業をやるというものは、あまりないんではなからうかといふふうに思ひます。ざつとした御説明で不十分かもしれませんが、要はやはり収益事業を営むかどうかといふことにかかつて参りますので、団体の種類をあげて、この団体はといふ式のものになりますと、お話の一般の心配にも広まるわけでありまして、ただいまの御説明が不足

ならば補足させていただきますとして、これ御了承いただきたいと思ひます。○栗山良夫君 そこで、大體形はわかつてきましたから、大蔵省としては、別に税法の理論からいふやうなものを編み出してきただけではない、やはり税務行政の運用上の面からこれを必要としてきた、こういう工合におつしやつたわけでありまして、その限りでは、税務行政の実際の運用をやつておいて、全国に第一線の税務署から、こういうものについてどうするかといふ問題がおそらく起きて、そしてこれは国税局の問題でない、主税局の問題に私はなつたのだらうと思ふ。私はそういう工合に理解したいと思ひます。それでよろしうございしますか。

○政府委員(原純夫君) おつしやる通りで、だいぶ前から、こういう団体、法人格はないけれども収益事業をやつてい、さてやはり何かの格好で税がかかるのは実体的には公平だと思ひけれども、法律をどう読んだらいいかといふことは、もう長い間、問題でございます。そして、その相当数については、組合式なものの場合があるといふので、そういう場合は所得税法の適用をするというやうなことにいたしました。おやりませんが、それでない、組合でもない、やはりれっきとした団体は団体だといふやうなものにつきましては、なかなか公平論が満足されないやうな場合があります。それで読み方、扱い方に苦勞しておつたといふやうなのが実際の今までの経緯でございます。ただ何分その税法上の措置を割切つて打ち出すということに、いろいろ問題の点がございしたので、

だいが時間がたつたわけでありすが、今度そういう経緯を経て、研究の上今回の改正をお願いするという事になったわけでございます。

○栗山良夫君　そこで、今おっしゃったことが事実とすれば、今分類された団体のうちで、現に今まで問題になつた団体というものを、それをずっと実例的に、個別の名前をあげていただく必要はありませんから、適当な符号をつけていただいてもいいし、あるいは数でもつけようですが、そういうものを摘記されて、そうしてしかも、およそ一年間の、その問題とすべき収益というものはどれくらいランクにあるのか、国税局でつかんでおられる程度で、徴税はできないのだけれども実際、問題になつた団体で、そうしてそれが今年、収益段階別にどういう状態になつてゐるか、その分布表、そういうものをこの委員会に一つ提出をお願いしたいと思うのですが、これはできますか。今の法人でない社団または財団の事例、この分類に従つて、今まで長い間問題になつておつたとおつたという事は、たゞ漠然と問題になつておるのではなくて、おそらく税務行政の立場からいへば、相当突っ込んで問題になつておると思う。そうすれば、おそらくそういう資料がなければ、これをどうしようかという主税局なりあるいは国税庁の話題には、これはなり得ようはずがないわけですが、ただ漫談的な話題では、ここまで法律改正をしようという情熱は湧いてこないと思うのですから、私は相当具体的な問題があつたと思う。そういう意味でただいまの資料を一つお出し願ひたい。

○政府委員(原純夫君)　それで具は体的に名前をあげますのは、やはり相當を欠くくらいがありますから、こういうものというのを申し上げましょう。そうして所得金額のようなものは、大体先般申して参つておりますように、どうも課税できるかどうかについては疑問が多いという事から、実際上立ち入つて調査ができないというものが多うございまして、問合せで、どういふ決算になつてゐますかと、いろいろの対話してお話したいものが、一応載つてゐるような場合が多うかと思ひますので、金額の方は、千万台、百万台、あるいは十万台のものもありましようし、所得としてそういうようなものであるという非常に漠然たることですが、どんなものがあるかといふことを、恐縮ですがなるべく抽象的に申し上げさせていただきます。

一つには、会員制で課税を配つてゐるという団体がございまして、課税といふのは、私もよく知りませんが、デァスターゼとか何かあつた系統の非常に新式なものなのだろうと思ひますが、これを、いい課税を飲むと、からだに非常にいいという事から、からだにございまして、つまりその課税を会員に配るわけでございますが、それは実質は販売だと思ひますが、買ひたい人は会員になつて、会費を払つて配つてもらうというやうなものがございまして、よく調べてみないとわかりませんが、物品販売業ではなからうかといふやうな感じが顯著にする一例でございます。それから出版関係では、人格のない社団または財団で、出版をしておられる、これは先ほど来申しました各種学会の名前あるいは協会というやうな名前を使つて、月刊誌だのあるいは単行本だのいろいろなものを出してゐるというものがいろいろございまして、これは割合に数としては多いグループじゃなからうかといふふうに思ひます。

それから中には公私の交通関係のいわば外郭団体で、人格のない社団か財団であつて、観光バス、ハイヤーといふやうなものの貸付事業をやつておる。で、たしか千万台の収入をあげておるといふやうなものもございまして、

○栗山良夫君　大体わかりましたから、そういうものの何か一覽表を一つこしらへていただきたい。今おっしゃつたやうなものがこの分類であるだろうと思ふのです。

○政府委員(原純夫君)　たつての御要望でございますから、非常に漠然とすゝるかも知れませんが、後刻でございだけ調査して差し上げるようにいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君　大体対象が漠然たるものだから漠然とするでしようけれども、それだけに私もそういう資料がほしいと思ひます。そこでその資料をいただいてから、さらにこまかくお尋ねをするとしてしましても、もう一つのこの問題に対するところの基本的な方針を一つ伺つておきたいと思ひます。それは先ほど申し上げた通りに相当のうちの課税の対象になるものといふのはごくわずかだと、こういうことをおっしゃつたわけでありすが、その場合に申告の義務制を全部の団体に一律課しているのですよ、それで自分自身は収益事業をやつてゐるかいな、主観的に解釈すればやつてゐないかと思つておるものが、大蔵省の方では客観的に収益事業だと、こういう工合に義務付けるといふやうなことで申告義務を課するといふことになつておるから、最初の出だしはあなたが、おっしゃつたように通告されるでしよう、通告しなければ無理です、全然把握しておられないのだから、今伺うところによると、調べてくれといふことでしよう、まあ最初は、そういうことで一応大蔵省の方でこの問題に対して卒業をするといふと、今度はどんな小さなものでも目こぼしなしにぐんぐんと、申告の義務をたてにとつて、そして税収をあげるために非常に強い態度をおとりになるといふことであれば、これはまことに法を乱用するものだと思ひます。なせそういうことを申し上げるかと申しますと、特定の例外的な人がこういう団体を作つて、そうしてこの団体によつて法の目を免れて所得をあげよう、税金を免れて利益をあげようといふ、そういう意図を持つておいでになる方は別です。例外です。そういうことは申し上げませんが、少くともそれぞれの団体の目的は、これは普通の人が寄つて、一つの目的なり綱領をもつて、その目的の達成のために、四苦八苦してやつておるものが実情のわけなんです。従つて、あげた収益が個人の利益あるいは個人のぜいたく三昧をするために使われるといふことになればこれは問題ですけれども、その団体が持つておる規約なりあるいは目的なり綱領を發展させるために使われていくといふことであれば、これはやはりこういう団体は民主主義の一つの基礎をなす団体が多いわけでありまして、従つてそこまで税

を追及すべきもので私はないと思ふ。従つて今申し上げたように、税法ができた、どんなことを申告の義務をたてにとつて追徴をしていくといふことは、法の運用を私は曲げるものだ、誤るものだ、こういう工合に申し上げたい。従つて、私が今申し上げた見解に対して、局長としては賛意を表されるか、あるいは若干クエスチョン・マークをおつけになるか、ここをはつきりと一つ伺つておきたい。

○政府委員(原純夫君)　前段については、全然もう御賛成でございます。後段につきましては、若干申し上げたい点がございます。前段つまり判定につきまして、ばつと綱をかけたやうな態度で、いやしくも収益事業をやつてゐればかかるぞといふやうな考え方で押して参るというやうなことは、厳に避けなければいけないといふふうに思ひます。従ひまして、まあ法律の命するところをびたりとした線が一応あるはずであります。さしあたりの運用としては、そのびたりとした線をぎりぎり狙うといふやうな行き方はやめて、これはどうしてもかけなければならぬといふグループから処理をして参る、だんだん法律のこの規定する精神の線びつたりとしたところのいかなければいかなと思ひますが、そういうやうなふうには運用いたしたい。そのために、一般にも自分の団体が納税すべきかどうかといふことについて、かなり不安をお持ちになることでありましようから、先ほど申しましたように、それが収益事業を営むと認められるものについては、税務署側でそういうふうな場合にはそれをお知らせする、お知らせいたします場合も末端の税務署だ

けで判定を最初からやりますと、まちまちになつて、そこにまた論議が起きるといふやうなことになるから、当初はやはり全般的に、少くとも国務局ぐらゐに計数をまとめて、そうしてバランスをとつてやつて参る。だんだん事務が平常化したしますれば、その後は一定の通達、基準でやつて参る、異例なものが出たら稟議をさせるという事でいけると思ひますが、そういう点については極力世間に不要な御迷惑をおかけしないように十分戒めてやつて参るつもりであります。

それから後段の、多くのこういう団体がいろいろけつこうな目的、中には公益的な目的を主としてやつておられ、付帯して事業をやられるという場合には、それは、そういうけつこうな目的のために使われる資金であるから、やはりそれは収益事業と一応なつても、何と申しますか、はずして見るというふうな御趣旨だとすると、その点は、私も、やはり収益事業ならばそれは公平に課税をするということであるべきではなからうか。これは現在公益法人——はつきりという法人格を持つております公益法人につきましても、収益事業については課税するということになつておりますので、そうして経済の全体の中で収益事業をやめるものは、個人であれ、法人であれ、人格のない社団、財団であれ、課税の關係は公平に処分をするというのが妥当だと思ひますので、そういう事情は、いろいろな団体のいろいろなニュアンスはあるだらうと思ひますが、それが収益事業だから、その所得について税を納めるのだというふうにいふべきじやなからうかと考へています。

次第であります。

○委員長(廣瀬久忠君) この際お諮りをいたします。ただいま議題に供しております法人税法の一部を改正する法律案につきまして、委員外議員龜田得治君から発言を求められております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。龜田得治君。

○委員外議員(龜田得治君) ちょっと内閣委員会を今休憩して参りましたので、簡単に私のせひ確かめておきたいという点を一、二点お尋ねしてみたいと思ひます。

それは、今日の午前中からの質疑等は、私、拝聴しなかつたわけですが、しかし、これは厳密に、今問題になつてゐる、いわゆる法人格なき社団としての収益事業という問題を検討してきまして、その主体の面においても、あるいはその事業活動の面においても、はなはだこれは不明確な点が多い。その点の質疑を私もしたいのですが、これは非常に時間をとると思ひますから、不明確であるという点だけは、これはおそらく提案者みずからも認めておられると思うのですが、ところがその不明確なものを対象にして、普通の法人として同じようにともかく法律の上ではいろいろな罰則がついてくる、一番高い場合には三年以下の懲役と、こゝういふものがつづくのです。この点が私の一点、何かぜひ再考を願ひたいと思ひます。で、やはり刑罰がつく以上は、その対象と行動というものは明確でなければならぬ。そういう不明確なものは刑罰をつけやならない。こ

れはやはり憲法の三十一條の罪刑法定主義の精神から言つて当然です。だれがどういふことをすれば罪になるのだ、それが事前に当然だれにもわかつておられなければいけないわけです。ところが、よく人格なき社団、その収益事業というものの主体と行動の面、これは考えれば考えるほど全く不明確である。立案されるときには、まあ法人と同じようなことをやつておるから、これも加えておけというふうになつておる。しかし、罰則ないし刑罰という面から見ると、これは非常な、何と申しますか、間違つたものがここに知らず知らずのうちに用ゐられておるのになつてゐるか、一つお聞きしたい。

○政府委員(原純夫君) 実は、その点

けさほどいろいろな御議論があつたのでありますが、人格のない社団または財団に當るかどうかという点は、これは判合はつきりすると思ひます。個人であるか、あるいは個人でないか、個人でない場合に法人格があるかないか、これはもう法人の登記ではつきりするわけでありまして、団体であるが法人格がないという場合、これがまあ人格のない社団または財団ということになるわけでありまして、その点は、そういうふうな考へております。そこで、次の問題は、収益事業を営むものであるかどうかという問題であります。この点は、若干ボーダー・ラインでいろいろ疑問が起る場合があると思ひますが、その種のことは、個人なり法人なりの所得の判定、まあ法人ですと一般的になんですが、個人の場合

があるかないかという判定と、まあ若干違ひますが、類するやうな、かつ継続して事業場を設けて収益事業を行うことが収益事業であるというふうに行なつておられるので、若干の疑問のケースは起らうと思ひますが、これはまあこの種の立法の場合に、そういうボーダー・ライン・ケースというのは避けられないが、その解釈にはいろいろな意見が若干あり得るとして、まず大体においては、そう不明確なところはないのではないかとこのうに考へる次第でございます。罰則適用につきましては、独禁法あるいは銀行法、信託業法等、金融関係諸法、それから補助金の適正化の法律というやうなもの、団体罰を適用するという規定がそれぞれ入つてゐるというやうな例もございまして、罪刑法定主義に反するということではないのではなからうかと思つております。

○委員外議員(龜田得治君) あなたの

答弁自体からも罪刑法定主義にはつきり反してゐるのです。それで、収益事業という面、その面については、あなた自身も不明確さというものの若干疑問を持つておる。大体わかるのではなからうか——いやしくも、刑罰を科すに際しては、立案當時においてそういうことでは処理される。そんなことを法務委員会あたりに説明したら、それだけでだめです。だから、あなた自身としては、これは軽い気持ちでこゝを出されてきてゐるのだと思ひますが、これは大へんな間違ひですよ。この法律の対象になるかもしれないと思はれる人たちに

方は執行する方ですから、あるいはさう感じないかもしれない。罪刑法定主義はそこを言つておられるわけです。そういう不安を与えてはいけないというのと……また乱用も始まるわけですから、そういう不明確な線では、それは、何か補助金を与えて大いに事業を奨励する、そういうやうな場合であれば、若干対象がぼけておつたつて、いいことをしてやるわけですから、ところが、個人にとつて一番つらい場所に引き出すわけですから、それはもうあなた、立案案みずからが、大体はつきりしてゐるじやないですかとか、そんな程度じやそれ自体からだめですよ。衆議院の修正の過程等も私も聞きました、が、決してあんなことで明確なものじやありません。

それからもう一つ、主体ですね。主体については、これはもうはつきりしてゐるというふうな御説明でありましたが、ちつともはつきりしておりましたよ。あなたの説明で、個人は、これは、はつきりしてゐる問題ないですが、そのほかの団体であれば、登録されてゐないものはこれに入ら、こゝういふ説明でしよう。ところが、個人と、いわゆる法人、法律上言ふ社団の中間に、いろいろな人の集まりというものがあつて、個人でもない、社団でもない。社団といふものは、団体の中でもより団体的なものです。これはもうはつきりしたところの法律上の概念です。その中間にいろいろなものがある。この人たちが迷つてゐるわけなんです。これは個人とも言へないです。人が集まつてゐる。これは正確に検討すればいろいろな見方が出てきますが、しかし、そういうあいまいな中

昭和三十一年三月二十六日
〔参議院〕

間地帯があるということは、これは事実なんです。これを全部社団だと……、そんな馬鹿なことはとても言えるものじゃない。だから、その際に、いわゆる普通の法人であれば登録をされておる。だから、どうも実質は社団的なものではないけれども、登録されておればそれを社団とみなして扱っていくということなら、登録という事実によつてそれは捕捉できる、対象が。これは、登録されておらぬ。そういう人の集まりだから、それが一体社団になるのか、社団に至らないその一歩手前のグループ、これは個人じゃない。グループ、これはあるのです。確かに、性格づけはむずかしいけれども、あることは事実です。このまた境というものは、そんな、あなた、明確なものじゃ決してないですよ。だから、その点は、私これはもう確信をもつて言える。そういうふうに変えませんか。要点的に言えば、個人と、それからいわゆる登録された法人、それ以外の人の集團というものは、これは全部あなた、法人格なき社団だと、こういう解釈じゃないでしょう。そういう解釈なら解釈ということ言ってもらわなければならぬ。しかし、そんなことを考えているんなら、これは大へんなことです。どっちなんです。

○政府委員(原純夫君) 先ほど、個人、それから団体、団体の中の法人格であるもの、ないものというふうに申しましたが、その間に組合的なものがあると思います。それを先ほど来略して申しておりますが、組合的なものは、税法の適用上は、それぞれ組合員個人に所得を分けて課税するという建前にしております。その境目は、おっしゃ

る通り、判定はなかなかむずかしい場合もあるかと思いますが、それらを總じて言いますと、収益事業を営んでおりますれば、それについて所得に課税する、公平に課税するというのが、実体的な根本的要請であろうと思います。そうして、法人なら法人税、個人ならば所得税、それからはっきり組合であれば、ただいま申しましたように組合員に分けて所得税をかけるという建前……。そこで、その間に人格のない社団、財団というものがあつて、それがまあ、ただいま法律の手当が十分でないといけないのでございします。そこで、こういう手当をして、そういういたしますと、もう収益事業を営みますものについては全部公平に課税になるという体制ができるということになります。境目についてはおっしゃる通りいろいろ議論が出来ると思いますけれども、法律構成としてはそういうグループで全体をカバーするというところで、境目に議論が出ますのは、万般の場合にそれをどの法律でやるかという問題が常に起ります問題で、それは事柄の性質で避けがたい。それで罪刑法定主義に反するというには相ならないのではなからうか。現に……それとも間違ったと言われれば、それまでであります。公益法人については、すでに数年前に法律を御承認願つて、収益事業に基く所得について課税をする。そして、それについて、もちろん罰則の規定の適用があるというようなことに相なつておような事情もある次第でございます。

○委員外議員（亀田得治君） 公益事業についてはすでにこうなっておるといふふうな、まあ説明の中に入るわけで

すが、それはもう公益事業であろうが、普通の法人であろうが、これはみんな登録されて明確なんです、対象は。このことを私は言っているのです。先ほどの答弁で、ともかく組合的なもの、つまり社団に至らない人の集まり、それから法人格なき社団と言われるもの、その間の区別のややこしいものがあることは、あなたもいま認められた。だからその点は私的に追及

は、これは結局、行為の面から言っても主体の面から言っても、処罰対象がはつきりしないということなんです。こういうものを処罰対象にしてくるののはこれが初めてですよ、日本の法律で。いや、法人の代表者云々というようになことを言っているけれども、それはみんな登録されている法人です。これが悪いことをすれば、この法人のだから処罰されるということは、行為に移る前にちゃんとわかっておるわけですね。だから、どうしてもこういう改正をやらなければならぬというのであれば、これは税金を取る、そういう団体からでも税金を取りたいというその考え方、これはもちろん問題がありますが、一応それを認ずるとしても、罰則だけはこれは外さなければいけませんよ。税法の問題を私は今言っているのじゃないです。基本的人権の立場から、別な角度から問題を提供しているのです。そういうことができないというのであれば、これは大体これによる税収は十億か十五、六億程度と聞いているのですが、そんなことで、こういう不明確な処罰がこの機会に始められるということを犠牲にするわけにいかない。国民の大きな全体の立場から

言つて重大な問題なんです。私は税務そのものに対する考え方、これを言っているのじゃない。だから、どうしても、いや、その開則を外すこともできないというなら、それでは、この人格なき社団に関する部分については、一年でも二年でも一つ施行をその部分だけ延期して十分検討するということぐらひは、これは当然やるべきですよ。これはまた普通の法律の専門家に聞いて

ても何のことかわからない問題なんです。今までの法律のどこにもそんな定義はない。民法の三十四条だったかにもそんな規定が出ておりましたが、若干関連した概念は出ておりますが、しかしそれは登録されるべき社団、財団についての概念であって、今問題になつておるそれから排除される部分についての概念というものは何も民法上にも現われているわけじゃないのです。だから、こういうことをやってもらつては、これは大へんなんです。悪例を残すと思うのですよ。そこを言つておるのです。だから、もうあんなの今の答弁ではつきりましたよ。両方ともこれは不明確なんだ。行為においても主体においても。だから、そういうものについては絶対に罰則というものをと慎重にやつてもらいたい。いや、それは事前に何かこの法律を適用する場合には予告をして、うして何か若干行政的な考慮を払うとかと言つておりますが、そんなことは法律のできたのちに考えるべきことであつて、法律自体を今私どもは審議している。そういうふうなことは、実際に検察官なり警察官なりが罰則を使おうとする場合には、そんなような手心を加えられる場合もあるし、加えられぬ場合もある。加えられぬ場合に、法

律がそうなっている以上は、これは在句は言えない。ほかの行政的なこととこれは扱いが違いますからね。行政的なこととなら、そういう手心もしやすいだろうが、そういうものじゃない。そこを私は言っているのです。どういふお考えですか。ざつぱらんに言つて下さい、それはあまり原案にとらわれないで。これはあまり予想しなかつたことだろうと思うのです。

○政府委員(原純夫君) 先ほど申しましたように、収益事業を営んでおります場合に、その所得に対して公平に課税するということが一つの理屈的な要請として背後にあると思うのであります。その面からいまして人格なき法人、財団の範疇が、従来規定が整備されてないというので整備をしようということでございます。そこで、収益事業であり、所得があるならば、税金を納めていただくかねばならぬということになりました場合に、詐欺その他不正行為でそれを逃れたといひます場合に、罰則を適用していいか悪いか、これは適用していいのではないかというのが実体的に言えるのではなからうかかと思ひます。従つて罰則の適用は必要だと思ひます、そうして妥当だと思ひます。他の法律ではない、初めてだといふようなお話でございますが、他に法律の例はだいぶございます。独禁法、銀行法、信託業法、貯蓄銀行法、法、無尽業法、それから保険募集の要請に關する法律、補助金等にかゝる予算の執行の適正化に關する法律、労働関係調整法といふようなものがございます。いずれも罰則があつて、人格のない社団、財団に対して罰則を適用するといふ規定が入っております。

これは実質的にそうあるべきではなからうかと思ひます。そうして、ひるがえって不明確だと言われるのは、それはいろいろな場合にあることであつて、解釈の問題があるのはほとんどあらゆる場合にあると思ひます。それはそれで争ひになることでありますけれども、解釈が人格なき社団、財団であれば、それは法人税法の範疇において罰則の適用をする。それが組合的なものであつて、個人課税すべきものであるならば、所得税法の系列において罰則の適用をするということになるのだと思ひます。そのゆえをもつてこれが罪刑法定主義に反するということにはならないのじゃないか。そういう御議論になりましたと、所得税の納税義務につきましても、所得があるのかないのかというやうな争ひも常にあることであります。そういう場合に、その争ひがあれば罰則の適用がないということには言えないと私は思ひます。もちろん収益事業であるかないかという場合に罰則を適用する構成条件が薄くなるといふやうな実際上の事情は、おそらく多々あると思ひますけれども、罰則適用がいかにということには、私はならぬのじゃないかというふうに考へておられます。

○委員外議員(龜田得治君) あなたは税金を取る方はくわしいかも知れませんが、罰則などのことはあまり研究しておりませんね。今その法人税の罰則の中の一審初めに、詐欺等の手段によつて税金を免がれた場合には、やはりそれは処罰すべきが妥当だと思ひ、こつこつしゃつた。あなたのおつちやつてゐる意味は、どうも前後の事情から考へてみると、ほんとうは個人または法人として収益事業をやつて税金を納めなければならぬのに、そういう登記などをしないでごまかして、うして税金を免がれてゐる、そういうことをおつちやつてゐるのじゃないかと思ひます。それはあなたは当然この罰則でいつたらいひのですよ、そういう場合、ところが私が言つておるのはそういうじゃない。お前はその主体をごまかしてゐると言われるけれども、それが組合的なものであるか、あるいは社団的なものであるか、それ自体が不明確なものではなくさんあるわけなんです。その人は何もこれはごまかしておるわけじゃないでしよう。自分ではそのつもりでやつておるわけですから、そういう人格なき社団に當るものではないかと、こつこつ信じてやつておるのですから、詐欺でも何でもないので、それで冷静に検討すればそういうことに當る団体であるのはたぶんあるのですよ。ところがそこを不明確にしたままのこの罰則がいけば、非常に迷惑を受ける人があるのじゃないかと、そこを言つておるのです、私の言ふのは、そういう場合がたぶんあるのです。あなたの説明自身からいけば、それは詐欺でも何でもないので、本来社団であり、登記すべきものが登記しないであつておる、これは罰則でいつたらいひじゃないか、ごまかしの手段で脱税してゐるというのですから、だからそういうもののがあるわけですからね。その点の検討をよくしてください。その上でこれはやつてほしいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) お尋ねの趣旨が、法人であるのに法人でないと言つておるの、詐欺その他不正の行為だといふやうな角度でのお話のように思ひますが、私もそれは、罰則の考へております詐欺その他不正の行為が、そういう場合がまれにあるかどうかちよつと何でございませうが、所得を隠してゐるごまかしてゐるというのが端の例だろつと思ひます。法人であるのに法人になつてゐない。ただいま登記のお話がございましたが、登記は対抗条件だけの場合がございませうが、法人は許可でありますか認可でありますか、主務官庁の認可、許可というやうなことで成立いたします。そうなつておれば、それは法人として実質上そういうものなのに、そういう手続を踏んでないといふのは、それがけしからぬとか何とかいふものじゃないかと、そういうものがつまり人格なき社団または財団なんですね。そういうものが現に世の中にある。そうしてそういうものについては、収益事業をやつても、所得に対する課税の關係の規定を整備されておらない。そこでそれを整備する罰則で、詐欺その他不正の行為で法人税を免がれておると言つておりますのは実質上法人であるものが人格のない社団または財団になつておるの、詐欺または不正の行為だといふのは當らないと思ひます。それはもう法人でなければ人格のない社団、財団になつてしまふ。そういうものとして課税の關係の規定を整備されて、うしてそれで法人税は納めなさい。その法人税について詐欺または不正の行為で免がれたといふ場合に、この罰則の規定が働いて参るというふうに読むべきだと思ひます。どうもお話の場合は、ちよつとけしからぬとおつちやつる場合が、それがまさに人格のない社団または財団の場合で、お前は実体的に法

人なんだから、うそを言つておるといふことは、ちよつと當らないのではなからうかという感じがいたしますのですが。

○委員外議員(龜田得治君) それはついでに出た議論ですから、どちらでもいいのですが、まあ一つ一つのことについて議論しておると時間がありませんから、私はもうこれ以上言ひませうが、お願いしておきたいことは、やはり幾ら聞いても、これは処罰の対象、それから行動というものの明確なものがないのです。これはどんなに強弁されても、あなたの頭の中で夢のようにはあつて考へておられるやうなものはあるかもしれぬ、しかしそんなもので処罰規定を作られてはいけない。どうかそういう立場から一つこの部分だけには特に御検討をお願いしたい。要望しておきます。

○平林剛君 今、龜田議員からいろいろ罰則のことについてお尋ねがありまして、質問者としてはなお釈然としなないものがある。弁護士をやつておつて、大体こつこついうことについては詳しい方の議員であるそれが釈然としなない。原さんはこれは税金を取る方の側であります。やはりこれを一度明らかにする必要がある。そこで、この件の結果については、もう一度本委員会としても明らかにする必要があると思ひます。そこで適當なときに法制局關係の責任者、長官にでもおいでを願つて、これについてなお明らかにしたいと思ひます。この取扱ひについては、後ほど委員長理事と一つ御相談したいと思ひますから、それを希望しておきます。委員長どうですか、その点は。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは一つ

あとで委員長と理事諸君と御相談を持ちます。

○小笠原二三男君 いろいろの議論を聞いて、私もなかなかめんどつなものだと思つたのですが、そこで、ほとんどしうとでございませうから、具体的にそのひな形を出してもらいたいと思ひます。二つ申し上げておきます。皆さんの方、何とか税を取りたいだらうと思はれておる茶道なり、生花なり、これは昔からの業態が同じものですから、そういう業態の中で収益事業とみなされるものはどの種類なのか、どの種類は収益事業とみなさぬのか、この点をばつきり一覽表を、茶道、生花についてどれでもいいから一つ出していただきたい。それからもう一つは各種学校、洋裁学校なり、美容学校なり、モデル的な学校が、大きな学校が東京にあります。これの何が収益事業、収入とみなすのか、何はみなさぬのか、そのひな形を一覽表として出していただきたい。それによつてまたいろいろはつきりする点があるだらうと思つて、そういうお願いをしておきます。いかがですか。

○政府委員(原純夫君) 新たに収益事業の範囲に加えるものについて、その限界をはつきりするやうにという趣旨での御要求でございまして、できるだけ申し上げるやうにいたし、また必要とあらば資料としても出しますが、けさほど来、塩崎課長から申し上げますように、各種学校の場合でありますれば、教育目的のもの、この学校教育法にいう教育目的のためのものといふものは外しますといふのを大きな線として、具体的にどの種の収入が入る、外れるといふことになりまして、實際

に具体例を一々当りまして慎重に判定しませんといいません。そうして、それを判定しつつだんだん通達等の形でそれが結晶化されていくということになりますから、一応の考えなりあるいは議論の筋なりというものは大いにお述べいただきたいと思いますが、今文書の形で通達にすべきものをここでコンクリートに出せと言われましても、ちょっとむずかしいのじゃないか、その主たる線をはっきり申し上げて、そうしてそれを具体的に適用いたします場合にどうなるかということについては、だんだん具体例を見つつ通達その他の格好でまとめて参る、それらの場合に随時御連絡申し上げるというふうにいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○小笠原二三男君　そういうことではだめだと申し上げたい。まことに困る。あなたの方では、この法が施行になれば政令も直す、あるいは通達もする、申告の、事前にはあなたのところは出してもらいたいというふうな通知もするというような話、ですから、あなたの方だけでもしっかりしたものがあるのだということなら、われわれ法律を通すものの方では、行政措置なり何なりにおまかせするということもできる。ところがやってみなければ、また研究してみなければしつかりしたものは、これはちょっと出ないのだから、文書には出せないのだからというふうなものを、法律だけで包括的に委任して通してやるということは、けさほどからの議論から言えば、ますます私としては責任上困る。できない。そういうことは、そんな白紙委任状みたいなものを皆さんの方にお上げ

して、皆さんの方が出たと勝負でいろいろな条件を作り上げてやってくる。そうなれば、さっきの原則の問題に関連してくる。申告せよと言われたい、自分は収益を目的として事業をやっているんじゃない、と言ったって、そんなことは無意味です。あるいは税金があらうが損金があるうが、そんなことは無意味です。収益事業とは何ぞやということ、あなたの方で、お前のこの収入は収益事業の収入だぞという認定があれば、おれの方はそんなことはないはずだと思つておった者でも、お前は申告しなかったというところになってくる。一方的に生殺与奪の権はあなたの方にあるわけでも、何ぼ主民的にやるのなんのと言つても、認定は全部あなたの方にあるのですから。そうして申告すべき者の方は何のことやらわからんで無知の状態でおす。これは無理もないことだと思つた。だから、さっき亀田君が言つたように、主休も行為も明らかでない。こういう点はいろいろ議論のあるところでしょうが、皆さんの方で、それは、はっきりしているんだということであれば、一、二の例については、はっきりとこういうものを収益事業取入とみなしますというものを全部出せということ、それは原さんには酷です。だから私はこれなら捕捉できるだろうというものだけ代表的なものを二つ出したのに、それはちょっと研究してみなければというなら、何の準備をもつてこの法案を出してきたか、私にはわからぬですな、いかがですか、出して下さい。

○政府委員(原純夫君)　収益事業の範囲につきましては、ただいま公益法人の収益事業課税という面におきまして、収益事業の範囲は政令で定めるということになって、その政令で物品販売業、製造業以下二十八業種を指定してございます。従いまして、どんなことをやっても収益事業だということではなくて、それと当らなければ収益事業ではないということ、はつきり線を引いておるわけであります。そこで今回加えようとするものにつきましても、業を指定いたしますれば、その何々業というものの解釈はありますけれども、それで一応はつきります。その場合、特に技芸教授の場合でありましょう、ただいまの教育目的という問題が入りますのは、その面でも大きな筋の線は政令にも書くというところで、それは、はっきり文書にして出してけつこうでございます。そこでその大きな線が引かれましたら、万般の具体的なケースについて、こういうものは、ああいうものはどうということ、は、実際の行政の執行における判断という面があつたりいたしますから、大きな線を申し上げるということで、この行政にお譲り願ふ線をしかるべくお考え願ひたいというふうに申し上げます。何でも申し上げないという趣旨ではございせんから、できるだけその適用におきまして、こういうものは、はつきりますすとか、こういうものははつきり入るとかいうような分は、できるだけよくおわかり願ふように努めて申し上げたいと思つてます。

○小笠原二三男君　そうすると、先々のは、あなたのこれこれについて収支の決算なり何なりを出しなさいと、ちゃんと予告してやるわけですか。あなたの方では収益事業をやっているようですから申告しなさいと言われても、自分の方では、これは収益事業でない、これだというので持つてゆくと、お前は隠しているんじゃないか、これも収益だ、これも収益事業だというふうなことになるんです。これはどういふことには、実際適用するときは個々の政令で定めた事業はわかつています。わかつてはいても、それをさまたげな法人格なき社団の複雑な事業に当てはめて、それがはつきりせぬのです。だからそれははつきりしていただくかどうかということをお願いいたします。

○政府委員(原純夫君)　それは先ほど申しました二十八の業種、まあ今度加わりました若干ふえませんが、たとえば物品販売業と書いてありますが場合に、どの範囲が物品販売業であるかという認定の問題は常にございます。が、それは物品販売業はどの範囲かというところで、もうその先は行政におまかせ願つてよろしいんではなからうかというふうに思います。そして特にそういう部面で疑問がありますことは、だんだんと行政面では通達の格好で、またそれが争いになりますれば、争いの結果が最終的には裁判についての判決という形でだんだん積み重なるといふようなことでございます。もちろん世間になるべくそういう点ははつきりさせるという御趣旨はごもっともなことで、私も年々通達は原則として公開するといふような建前ですと相当地通達を各税関係について作つて、それを世間にも出してあります。そういう線は今後とも十分一般の納税者に見ていただいて、わかりやすいようにする努力はいたすつもりでおる次第でございます。

○栗山良夫君　私今一つ非常に疑問にたつていて、どうもわからない点があるのは農民で、特に私の方はそうなんですが、流行している、頼母子講といふのは人格なき社団に入るのですか。頼母子講は人格なき社団に入るのですか。完全な経済行為ですよ、これは。

○政府委員(原純夫君)　研究の上で答えたいと思います。いろいろな何があると思つてから。

○栗山良夫君　これはこの答弁いかんによつては、私は大いに申したいことがあります。これは最近は一十十万円以上の頼母子講があるのですよ。だからそういうのが人格なき社団であるかないか、財団であるかどうか、しかしそれはすぐわからないのか。研究の上じゃちょっと困るな、どうなんですか。町内会まであげておいて、これは純然たる経済行為でしょう、おかしいですよ。字はわかつてはいるだろうと思つて……(笑聲)

○政府委員(原純夫君)　いろいろそれが当るかということについてはかなりむずかしい問題がある場合があると思つて、これも一つの例だと思つて、無風業法なんかからんでくる問題だと思つてます。

○栗山良夫君　無風業法と関係ないですよ、これは。

○政府委員(原純夫君)　いや、そういうからまりもあるかと思つた問題でありまして、よく研究いたしましたお答え申し上げます。

○栗山良夫君　これは先ほど言つた一

つの例であつて、個人、法人の中間に人格なき団体があると、こういう工合に言われて、先ほど逋田委員から委員外発言があつたのですが、やはりそのときの旨点なんです。すぐ答弁ができません。で、しかもこれが収益事業として認められるか認められないかということとは、これは重大なことだと思つたのです。僕は、で、答弁できなければ次回に保留してもいいのですが、よく一つ研究するというのはおかしいね、実際は、(笑)それは即答すべきだ。

○政府委員(原純夫君) 先ほど来、お話の出ておりますように、人格なき社団または財団というものと組合的なものというものがあつたわけです。個人ならば非常にはつきり個人とわかりますが、お話を聞くとそれはそのいすれかというふうな点について、相当突っ込んだ研究が要する問題だらうと思つて、で、年来と申しますか、何十年來學者の間にも議論の多い事柄であつて、それをまあ一定の類母子課税だけと申しません。いろんなケースをどちらに位置づけるかという問題は、なかなか疑問の多いケースがあるかと思つて、その判定については十分研究した上で答へたいと思つて、その間実際の課税に当りましては、そういう点はつきり研究して、これは人格なき社団だということがはつきりしたものである、この規定を適用して参るといふに先ほど来申し上げておるわけでありませう。

○栗山良夫君 私が生上げてゐるのは、収益事業の対象となるかならないかという質問じゃないのですよ。類母子課税というのは、これはちゃんと特定

の会員があつて、しかも会員を規律する一つの会則というものを設けて、それとして経済行為をやつてゐる、これは団体ですよ、私設の団体ですよ。それが人格がない社団かどうか御返事ができないというところは僕は了解できないのです。

○大矢正君 関連して、私が午前中に質問いたしましたときに、原さんは、個人とそれから法人以外のものは、すべてこの法律に適用されるという答弁なんです。法律の適用ではなくて、人格のない社団もしくは財団とみなすという答弁が明確にありました。私はその通りに聞いておりましたところが、先ほどの逋田委員の質問に対しては全くこれと違つたようなそれ以外のものもあるのだと、こういう御答弁、今また逋田委員の質問に対しては同様な答弁をされてゐるのですが、こうなつて参りますと、あなたが言われてゐるうちに、人格のない社団もしくは財団というものは、あらためてここで性格の規定づけをしなくても明確に浮び上つてくるという解釈には当然ならない。何か別の形で、何らかの形でこの性格を明らかにしなければならぬ。こういう点が私は生まれてくるのじゃないかと思つて、その点も合せて御回答をいただきたいと思つて、

○政府委員(原純夫君) 組合のことを申し上げませんでしたのは、あるいは不十分であつたかもしれないが、それは何と申しますか、見ようによつては間のものである、しかし組合的なものは各個人にこの所得を配属して課税する、という意味においては、個人法と申しますか、個人課税の税法である所得税法等の対象になるものであるわけ

であります。まあそういうものがあつて、それは課税上は個人として、組合をこの個人としてはいけません、組合員個人に対する課税をやつて参る、こういうものでありますので、そのほかにある団体には法人格のあるものとないものとあるというふうな御了解願ひたいと思つて、

○栗山良夫君 これは類母子課税という、この制度は、実にいい制度なんだと僕は思ふけれども、今局長のおつちやつたような、類母子課税をやつて、個人々々が収益を上げたときには、それは個人所得として対象になるのだ、こういうことだと思つて、それが、これはこの人格なき社団が、数人が収益をあげたときに、その収益を個人個人に分配すればいい、そして個人所得に取り上げれば……私はそういう疑問が起るからさつきから伺つてゐる、ところが明答がない。そうすると、実に法律の根拠が怪しげなもので、この類母子課税の問題は、一べん時問を与えることにしましょう。それからよく研究をして、私もどつちに研究しても理屈を少し申し上げたいので研究してもらいたい。

それからその次にもう一つ、私のよくわからないのは、宗教関係で、宗教法人になつてゐる天理教とか、あゝいものは税金は納められておると思つて、それが、それで内容が相当あやしげなものだと思つて、もしあやしげでなかつたら大へん失礼ですけれども、たとえばおみくじとか、お札とか、あゝいものはお宮さんやお寺さんじゃすいぶん収益があつておるが、こういうものは収益事業ですか。おさいせん、そういうものは収益

事業ですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま宗教法人の収益事業——宗教法人につきまして、その収益事業の一つである物品販賣業の対象物として、お守り、お札、おみくじ、曆等、そのほかでは当該宗教法人に關係のある絵はがき、図案などを販賣するときは、それは物品販賣業としては取り扱わないものとすると、このことについてお聞きします。

○栗山良夫君 そうすると、この宗教法人あるいは法人でない宗教団体、それに対する一般の寄付行為は、もちろん対象になりませんか。信者からの寄付行為……

○政府委員(原純夫君) そういう宗教法人なり、宗教的な団体に対する通常の寄付は課税の対象にはならないと思つて、

○栗山良夫君 今ここで局長は同窓会から町内会まであげて団体になつて、しかも収益事業があれば取り締らる、おつちやつたのですが、最近一番問題になつてゐるのは異常なる収入をあげてますます発展してゐる終戦後の宗教団体、要するに新興宗教、これだらうと思つて、こういうものについて、は務務はどうかしてそんなに甘い態度をおとりになるのですか。これは大蔵省はよほど信心深いのか。最近指折り数えたとこで全国回つてみますと、いろいろ宗教関係の団体があります。膨張してつぱなものでないわけですが、こういうものはいいいわけですか。

○政府委員(原純夫君) 寄付はただいま申しましたように通常のものはかかりません。そういう中で物品販賣業に當るといふような場合なんか、それに

対してものをやるやというふうなもので、ただいま申しましたお守りとか、お札とか、そういう種類のものではないという場合があります。物品販賣の対価と認める場合もあるかと思つて、単に寄付で金が集まつたというだけで、それを収益事業の収入とするというところは、いさゝか扱いをしておきます。

○栗山良夫君 私ちよつと聞き漏らしましたが、お札とか、そういうものは対象にならないのですか。収益事業にならないというふうにお聞きしたのですが……

○政府委員(原純夫君) それはならないというふうにお聞きしたのでありますが……

○栗山良夫君 そうしますと、宗教団体はどれだけ収入があつても全然税の対象外だ。そうするといふと、私は非常にここに大きな疑問を持つのは、宗教を否定するわけではないのですが、名前をあげちゃ恐縮ですが、天理教とか、その他非常に収入をあげてますます御発展になつてゐる団体がたくさんあります。こういうものが国民生活にどこまで寄与されておるか、私は信者じゃないからわからないが、そういう方が片方にあり、しかももつと切實な公益に奉仕しようとしてゐる団体はわずかな事業までも税の対象になるというところは、非常に片手落ちな税の取り方じゃないでしょうか。その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(原純夫君) そういう問題は、万般の寄付、宗教法人に対する寄付以外でも問題でございます。そういう寄付を受けたものが、それが所得的な感じがするというような感じは

○大矢正君　午前中からの質問に引き続いてお伺いをいたしたいと思うのでありますが、人格のない社団等の収益事業という、その収益事業の定義の仕事であります、こまかい実例をもつてこのことをどうのこうのということをおし上げる意図はないのであります。けさほどから基本的の点に対する私の質問にお答えになった原さんの答弁の内容、それからまた粟山委員から質問された数々の具体的な事例から判断をされるこの収益事業の解釈という

○栗山良夫君 私は終戦後の宗教関係の取扱いについてはいろいろな疑問を抱持っている一人なのですが、この問題には税法にも関係するし、新宗教といふものは一ぺんにあれだけ大きくなるものではないので、最初は小さなところから信者がだんだんふえて、ああいう

のことをやっているのだから、やっていることは商売かもしれないけれども、それは営利を目的とする団体ではないのだから、それは取益事業ではないというふうな意味でお尋ねでございます。ようか、それをちょっとお尋ねいたします。

うに言われておりますが、そういう数多くの団体の中で課税の対象になるのは先ほどの説明によると百台であると、特に新聞等において指

○大矢正君 私の申し上げるのは、収益事業というものとの定義の仕方に、非常に問題があると思いますので、この収益事業というのは、あくまでも利益を得ることを目的とした事業である、こういう解釈をしていいのかどうかということなんです。その収益事業とい

掘をされている団体を中心とされているのではないかと判断がその中から生れて参るのであります。それから衆議院の大蔵委員会に提出されました三月十四日付の課税要領の資料を見ましても、大体のところは営利を目的とするということが言葉の表現では明らか

うものの解釈がですね。

○政府委員(原純夫君)　ただいま私が
お尋ねいたしました面ではなくて、収益
事業自体の一応そのワタの中で、まあ
薄利多売と申しますか、もうけないで
商売するというような場合ははずれる
というようなのではないかとというよう

かになるような内容が示されている、
このように考えてみまして、私はこの
人格のない社団、財団で課税の対象と
なるのは、あくまでもこれは営利を目

な意味でのお尋ねかとも伺いますが、
そうでありますれば、それは事業とし
てはやはり収益事業だと、それは結局
所得が零ないしはマイナスだというよ

あるいはもうける意思が全然ないか、サービスでやるかというような点で、お話しの場合のニュアンスがきめられるような筋に伺いますが、私も収益事業といえます場合には、物品販売業なら物品販売業、こういうものであれば、これはやられる方によって、うん

は社団、財団ないし法人という言葉が民法ではつきり使われておつて、それではすでに既存の概念であるという意味でおつしやつたことと思います。そこで營利を目的とする——營利ということと、収益というのとで、今問題になっているわけですが、私がたゞいふと、

とうろけようという人から、もう自分
はずいぶんいろいろな何で世間に御厄
介になったから、全然もうけないでや
ろうという人もあるかと思ひます。も
うけないでやろうというものは、収益
事業ではないかといへば、それは事業
の種類として収益事業であれば、収益

ま申し上げておりますのは、民法の方の解釈もおそらくそうだろうと思ひますけれども、主観的にもうける意思がなければ、商売をやつていても、それけが営利法人でないという意味ではないのではありませんか、少くともたゞいま私どもがお話しております「公益事業」といふ

事業である。それがもうからなければ所得がないという形で課税にはならない。ただし、この場合でも申告書は出していただくことになります。

○大矢正君 午前中、私、この人格の知らない社団もしくは財団というのに対する定義の仕方と申しますが、性格づ

面では、主観的なものがないという意思によつて収益事業でなくなるといふのは不穩当ではなからうか、そういうふうには解釈しております。民法の方もおそらくそう解釈しておるかと思ひます。

○大矢正君　私の質問に対して具体的な

けというものが、法律の上には明らかになつたものがないということを実感したのですが、これじゃもう課税する場合には、性格が明らかでないものに

には答弁がされておりません。と申し
ますのは、青木委員が午前中に言っ
たことは、性格づけが明らかではな
いというけれども、それはいろいろな

法律に社団とか財団というものは出てくるけれども、基本となる民法においては、明らかにございいますように、社団は法人となすことを得たという解釈があるのだから、当然これによって性格がつけられるのだという、こういうことをあなたに質問しているんですよ。ところがあなたはその点に対して全くその通りであります。こういう答弁を明確にしているんです。もしそれがうそであれば、議事録ができてから、これはまたあなたにもう一回対決をしてもよろしいのですが、この中で、それによって明らかに性格がつけられておるからして、他の部分でこれを人格のない社団法人と、それから財団の規定づけをする必要性はないという根拠が出てくるとするならば、私はどうも話の筋が通らないのではないかと、思ふのであります。この中で、営利を目的とする社団は法人とすることができ、そうなるというわけでしょう。そうするとあなたは、収益事業というものの範囲では営利という言葉はその中に入らないという答弁をさっきからされておる。あなたの言っておることは、どうも筋が一貫しない。性格づけは民法の三十五條においてなされるけれども、その中に「営利」目的のトスル」という言葉は、今度は法人税法の中の人格のない社団には適合しない、こういうことでは、非常にわれわれは理解に苦しむわけですが、いかがでしょう。

○平林剛君 そのことについては、原さんの衆議院の大蔵委員会における答弁では、収益があがればかけるとは言っておりますがね、そのほかに、収益事業の認定をどこに置くかという問題は非常にむずかしい。やはり商売そのものではないかということを中心にして参りたい、それが新しい制度を設ける際の当然の態度であります。こういう言葉を使っているわけですが、これは収益というよりも営利という言葉の方が当てはまる。ここから、先ほどの青木委員の助け舟に対してあなたは得たりとかまつたけれども、営利の方へつかまつているわけですね。今の大矢委員に関連をして、その点についてでもやはりあなたの答弁が食い違っておるから、はっきりお答えを願いたい。

○政府委員(原純夫君) まず民法の規定との関係におきましては、社団、財団というものが民法ですでに用例としてある。だから社団、財団といえ、それは一般法でも既定の概念である。そうして人格のないというふうなことに今ここでやっておりますが、法律の規定では、「法人でない社団又は財団」となっております。社団または財団はもうきまつた概念がある。そうして、そのうち法人でないもの、法人であるかないかは非常にはっきりしている。すなわち、はっきりしてはいないかというふうに申し上げてきたわけでございます。そこで、衆議院の答弁を引かれての何でございませう、商売そのものといひますのは、物品販賣業なり、物を売っているというものは商売そのもの、だということでありまして、その事業をやっておられる方が、もうける意思を持つた持たないかという点で、収益事業かどうかというものの判定をすべきものではないかという趣意で申し上げておるのではないかと申しております。ただいま大矢委員に対してお答えいたしてお

りますのもその趣旨で、事業そのものが商売ならば、それはもうけようというのでなくて、もうけまいというのでやっております。それはやっぱり収益事業になる。それはやっぱり商売そのもの、だという考えで申し上げておるわけでございます。

○大矢正君 民法の三十五條はあくまでも営利を目的とする場合に「之ヲ法人ト為スコトヲ得」、こういうふうになつてゐることですね。で、この法人税法の第一條の二項で前の方の定義はありますけれども、「かつ、収益事業を営むものは、法人とみなしてこの法律を適用する。」私は少くともこの法人税法の第二項にいう、いわゆる法人でない社団と、それから民法三十五條でいうところの「営利ヲ目的トスル」社団ハ……之ヲ法人ト為スコトヲ得」というものとは、これは密接に関連があるという以上のものである。これは少くとも民法の三十五條から具体的にはこの第二項に性格づけが展開をされなければならぬのではないかと申す。それは解釈をするわけでありませう。そうなつて参りますと、私なりの解釈かどうかは別といたしまして、法人でない社団もしくは財団で、代表者やまたは管理人の定めがあり、かつ営利を目的とするものは、これは法人とみなしてこの法律を適用するんだという解釈が当然であるというふうには私は考えるのであります。それを具体的にせんに詰めていきたいと思います。営利を目的としないものは、それがたとえ収益事業ではあつたとしても、この法律には適用されないんだという解釈も逆論的に生まれてくるのではないかと思ふのであります。その点はいかがでしょう。

○政府委員(原純夫君) 先ほど来申し上げておりますように、私もは事業そのものが物品販賣業なら物品販賣業であれば、それはもうける意思を捨てて、もうけないで売るといふ場合においても収益事業だといふふうな考えでお願ひしているわけでありませう。その点を、主たる意思にかかわらしめるということとは、非常に紛淆を招くということにもなりますし、もうける意思がなくて実際にもうからないということであれば、所得がないという形で、税額はゼロになるということである。結果になるのではなからうかというふうなことを考へております。

○大矢正君 これは法律というものができた場合に、その法律が五の力を持つてゐる場合には、五という形において実施をされる場合には問題はないと思ふのであります。ところが私どもは、この内容を検討してみますと、見せかけは、ちやうど魚を取る網でいへば、見せかけは五尺の網であるけれども、その網が具体的にこの第二項がつけられることによつて五十尺にも広がるという危険性をこの中にはらんでゐるという点が一番問題だと思ふのであります。表面的に見れば五尺しかないから、ああこの網は五尺だなど、こういう解釈ができるのであります。けれども、行政の面においては、その五尺の網が、これは五十尺の網を千にたんで五尺しかないようにして、五尺だといふように持つてきてゐるのがこの内容であつて、今の段階ではあなたの言われる通り、百台で対象となります。それは済んで参りますけれども、それで制限がなくなつて参りました場合は、それを十尺にまでもして、そして最大限では五十尺にまでも広げられるという

解釈が、この第二項の中に生れてくると思ふのです。これは何人に言わしてもしやういふ定義が生れてくると思ひます。今あなたが考へておられるような内容が、あるいは今あなたが言われておられる具体的な要項といふか要領といふか、そういうものが法律に盛り込まれるならば、問題はないかもしれないけれども、あくまでもあなたの言われておる内容、要項や要領といふものは、これは法律として出されるのではなくて、われわれがここで検討をし、法人税法の上に載せられる内容ではなくて、今後あなたの方が考へて、そして政令なり何なりで出される内容であります。それから、非常に問題点があると思ふので、しつこくこの収益事業の範囲とか、あるいはまた社団もしくは財団の内容をお尋ねをいたしておるわけでありませう。いろいろとまだ三十五條との関連におきまして、私もあなたの先刻の答弁を十二分に議事録によつて判断させていただいて、再度質問させていただきたいと思ひます。

三月十四日に出されました提出資料の中の第一項の収益事業の範囲というものの中に、「事業場を設けて行つ物品販賣業」という字句があります。「事業場」といふものは、これは一体どういふ定義をつけられておるのか。基準法にも事業場があり、労災法その他にも事業場があり、これだけではなく、まだいろいろな法律に事業場といふものが出てくるのです。この事業場といふものの言葉の定義は何を一体基準にしておられるのか、その点を質問したいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 事業をやる場

所でございます。他の場合にもこういう言葉を使ったのがたしかあったと思いますが、それについて通達でその解釈を定めておいたことはたしかしておらなかったと思います。事業場と、ただこれだけではないかと考えております。

○大矢正君 ちよっと、これは今回係議員と相談をしたのでありますが、この事業場の内容については、多少私どもの方で検討を要しなければならぬ問題がありますので、これ以上内容には入らないことにしたいと思ひます。後日にこの事業場の定義の仕方、それからまたその前の「継続的」という言葉がありますが、こういう定義の仕方について質問をいたしたいと思ひます。

○委員長（廣瀬久忠君） 本日はこの程度で散会をいたします。

明日は午前十時から開会いたします。

午後四時八分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（葉たばこ収納価格審議会）

第五条の二 公社に葉たばこ収納価格

格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公社の組織の諮問に応じ、葉たばこの収納価格の決定について調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を公社の組織に建議する。

3 公社が前条第二項の規定により葉たばこの収納価格を定めようとするときは、公社の組織は、あらかじめ審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、学識又は経験のある者のうちから公社の組織が委嘱する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条を次のように改める。

（欠格事由）

第九条 公社は、左の各号の一に該當する場合においては、たばこの耕作を許可しない。

一 申請者がこの法律に基いて処罰（第七十九条において準用する国稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。）され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。ただし、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合

2 法人が申請者である場合においては、前項の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。ただし、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

（許可の基準）

第九条の二 公社は、たばこの耕作を許可しようとするときは、第六條の規定により公告したたばこの耕作区域並びに第七條の規定により公告したたばこの種類及び耕作面積の範圍内において、左の事項を參照して、これをしなければならぬ。

一 申請者のたばこ耕作の経験の有無

二 申請者のたばこ耕作の成績の良否

三 申請者のたばこ耕作上必要な經營的及び技術的能力の程度

四 申請に係る耕作地の位置のたばこ耕作上又は取締上の適否

五 申請面積の適否

第十條第三項中「前條第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項」を「第九條及び前條（第四号及び第五号を除く。）」に改める。

第二十六條第二項中「第九條（第一項第五号を除く。）」を「第九條、第九條の二」に改める。

第三十一條第二項、第四十三條第三項、第五十二條第二項及び第五十九條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項」に、「第一項第一号及び第二号」を「第二項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「五十円」を「百円、五十円」に、「八種」を「九種」に改める。

第三條中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」を「百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。